

一関市高齢者福祉計画

人と人、地域と地域が結び合い
未来輝く“いちのせき”

平成21年(2009年) 3月

一 関 市

一 関 市 高 齢 者 福 祉 計 画

目 次

序 論

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	計画の性格	1
第 3	基本理念	2
第 4	計画の策定体制	2
第 5	計画の期間	2
第 6	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	3

本 論

第 1 章 高齢者の現状

1	人 口	4
2	高齢者世帯の状況	7
3	要介護・要支援高齢者の状況	8
4	高齢者の医療（老人保健）の状況	10
5	高齢者の就業の状況	11

第 2 章 保健サービスの現状

第 1	健康なからだづくり	12
1	食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進	12
2	健康教育・生活習慣改善指導	12
3	健康相談	14
第 2	病気予防・早期発見・早期治療	15
1	一関市の主要死因	15
2	各種検診等	15
	(1)基本健康診査	16
	(2)がん検診	16
	(3)結核健康診査	18
	(4)成人歯科健康診査	19
第 3	寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために	20
1	訪問指導	20
2	機能訓練事業	20
3	訪問歯科診療	21

第3章 高齢者福祉サービスの現状

第1	地域支援事業	22
1	介護予防事業	22
	(1)特定高齢者把握事業	22
	(2)通所型介護予防事業	22
	(3)一般高齢者を対象とした事業	23
2	任意事業	24
	(1)食の自立支援事業(配食サービス事業)	24
	(2)家族介護用品支給事業	25
	(3)在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	25
第2	介護保険以外の福祉サービス	26
1	生活支援サービス	26
	(1)生活管理指導員派遣事業	26
	(2)生活管理指導短期宿泊事業	26
	(3)生きがいデイサービス事業	27
	(4)高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	27
	(5)緊急通報体制等整備事業	28
	(6)ひとり暮らし高齢者連絡員設置事業	28
	(7)寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	29
	(8)福祉乗車券交付事業	29
2	家族介護支援サービス	30
	(1)家族介護教室事業	30
	(2)外出支援サービス事業	30
第3	施設福祉サービス	31
1	養護老人ホーム	31
2	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	32
3	軽費老人ホーム(ケアハウス)	32
第4	相談支援サービス	33
1	在宅介護支援センター	33
2	老人福祉センター	33
第5	社会参加・生きがい対策	34
1	老人クラブ	34
2	高齢者大学の開催	34
3	世代間交流活動	34
4	スポーツ・趣味活動	34
5	地域見守り活動	35
6	敬老会事業	35
7	満百歳誕生記念祝事業	36
8	就労対策	36
第6	市民参加型サービス	37
1	地区福祉活動	37
2	ボランティア活動	37

第7	介護保険サービスの現状	38
1	サービス利用者の状況	38
2	サービス種類別の利用状況	38
第8	一関市社会福祉協議会が実施している主な事業	40
1	在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業	40
2	在宅介護者リフレッシュサービス	40
3	在宅理髪サービス	41
4	車いす貸し出し事業	41
5	ミニサロン(ふれあいサロン)	42
6	地域福祉権利擁護事業	42
第4章 重点施策とその取り組み		
第1	基本的な施策の方向	43
第2	重点課題と取り組み方針	44
1	総合的な介護予防に向けて	44
2	健康と生きがいづくりに向けて	45
3	ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて	45
第5章人と人が支え合い健やかに安心して暮らすことができるまち “いちのせき”の実現のために		
第1	総合的な介護予防の推進	46
1	健康的な生活習慣づくりの促進	47
2	生活習慣病の予防・早期発見・早期治療	47
3	寝たきりや認知症の予防と要介護要支援状態の発生予防	47
第2	生きがいづくりの推進	49
1	学習機会の充実・生涯スポーツの推進	49
2	雇用・就業機会の確保	49
3	老人クラブ活動	49
4	地域・世代間交流の促進	49
第3	ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進	50
1	居住環境の整備	50
2	相談支援活動の充実	56
第6章 サービスの整備目標		
1	在宅福祉サービス	58
2	老人福祉施設サービス	59
3	介護保険施設サービス	59
資料編		
	用語解説	60
	一関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	65
	一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	66

序

論

第 1 計画策定の趣旨

高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものです。

一関市総合計画の基本理念のもとに、平成 27 年を目標年次とする「一関市高齢者福祉計画」を策定します。

高齢化が急速に進行していく中で、本市においても 10 人に 3 人が高齢者という、超高齢社会を迎えております。高齢者が健康で生きいきとした生活を送るためには、自ら健康なからだづくりと生きがいづくりに努め、また、介護が必要になった場合は、質の高いサービスを受けられるとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の実現が求められています。

高齢者の介護については、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が平成 12 年 4 月に施行され、平成 18 年 4 月には改正介護保険法が施行されました。これは、介護予防重視型システムへの転換であり、総合的な介護予防を推進していくものです。

高齢者福祉計画は、一関地区広域行政組合の第 4 期介護保険事業計画との整合性を図り、現行計画の事務事業や目標指標などの見直しを行い策定するものです。

第 2 計画の性格

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に基づく老人福祉計画であり、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の第 1 項に基づき介護保険事業計画と整合性を図りながら策定するものです。また、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画との調和を保ちながら策定するものです。

この計画は、本市における高齢者の福祉施策を推進する実施計画であり、市民、関係機関、行政の行動指針となるものです。

介護保険事業計画については、保険者として一関市、平泉町及び藤沢町の一市二町で構成する一関地区広域行政組合が策定します。

第3 基本理念

人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く

“ いちのせき ”

い 生きいきとした長寿のまちづくり

ち 地域で支え合う優しさのまちづくり

の 伸び伸びと暮らせる快適環境のまちづくり

せ 世代を越えたふれあい交流のまちづくり

き 希望に満ちた連帯のまちづくり

第4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、一関市総合計画、健康いちのせき 21、障害者福祉計画及び第4期介護保険事業計画などとの整合性を図るため、一関地区広域行政組合及び庁内関係課との連携はもとより、一般市民の方や専門分野の方にも参加をいただき策定委員会を設置し、ご意見をうかがいながら策定しました。

第5 計画の期間

平成21年を初年次とし、一関市総合計画に合わせ平成27年を目標年次とする計画とします。

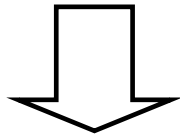
なお、この計画は、一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画の見直しと合わせて3年後に見直しをすることとします。

第6 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係

この一関市高齢者福祉計画と一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。

高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、一関地区広域行政組合が担うこととなります。

一関市が実施



一関地区広域行政組合が実施

高齢者福祉計画

- 総合的な介護予防の推進
- ・健康的な生活習慣づくり
- ・生活習慣病の予防・早期発見・早期治療
- ・寝たきりや認知症の予防と要介護(要支援)状態の発生予防
- 健康と生きがいづくりの推進
- ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進
- ・地域支援(地域ケア)体制の整備
- ・相談支援活動の充実

介護保険事業計画

高齢者福祉施策の一部である介護保険事業計画(介護給付、予防給付、地域支援事業)

本 論

1 章 高齢者の現状

人口、世帯、住居などの基本的なことについて高齢者の現状をまとめています。ここで用いている人口などの数値は国勢調査や一関市住民基本台帳などを使用しています。

1 人 口

平成 20 年 10 月 1 日現在、高齢者人口は、35,677 人、高齢化率は 29.0% です。

平成 20 年 10 月 1 日現在の一関市における総人口は 122,834 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者は 35,677 人です。高齢化率（65 歳以上人口の総人口に占める比率）は 29.0% で、およそ 10 人に 3 人が高齢者となっています。また、75 歳以上の高齢者（後期高齢者）は 19,449 人で、後期高齢化率は 15.8% となっています。

人口構成

（単位：人、%）

区 分	人 口	構成比	男	女	
総 人 口	122,834	100.0	59,440	63,394	
15 歳 未 満	15,714	12.8	8,029	7,685	
生産年齢人口	15～39 歳	30,223	24.6	15,753	14,470
	40～64 歳	41,220	33.6	21,167	20,053
高齢者人口	前期高齢者	16,228	13.2	7,272	8,956
	65～69 歳	7,812	6.4	3,595	4,217
	70～74 歳	8,416	6.9	3,677	4,739
	後期高齢者	19,449	15.8	7,219	12,230
	75～79 歳	8,324	6.8	3,468	4,856
	80～84 歳	6,220	5.1	2,358	3,862
85 歳以上	4,905	4.0	1,393	3,512	
高 齢 者 人 口	35,677	29.0	14,491	21,186	

資料：一関市住民基本台帳

昭和 60 年からの人口推移を見ると、平成 20 年までの 23 年間で高齢者人口が 19,070 人から 35,677 人に増え、高齢化率も 14.1% から 29.0% に増大しています。また、75 歳以上の後期高齢者人口も、7,169 人から 19,449 人と 2.7 倍に増加し、後期高齢化率は 5.3% から 15.8% となり、高齢者 2 人のうち 1 人は 75 歳以上となっています。

人口推移

(単位：人、%)

区 分	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 20
総人口	134,848	133,747	133,138	130,373	126,582	122,834
15 歳未満	27,795	24,790	21,561	18,825	16,791	15,714
15～39 歳	41,402	38,807	36,774	34,438	32,229	30,223
40～64 歳	46,581	47,225	46,678	44,580	42,669	41,220
65～74 歳	11,901	13,910	17,217	18,785	17,415	16,228
75 歳以上	7,169	9,011	10,908	13,630	17,478	19,449
高齢者人口	19,070	22,921	28,125	32,415	34,893	35,677
高齢化率	14.1	17.1	21.1	24.9	27.6	29.0
後期高齢化率	5.3	6.7	8.2	10.5	13.8	15.8

資料：国勢調査、一関市住民基本台帳

(注) 2 年、12 年の調査では、年齢不詳の者があったために合計が総人口に一致しません。
20 年は一関市住民基本台帳によります。

人口推計 (5 歳階級別)

(単位：人、%)

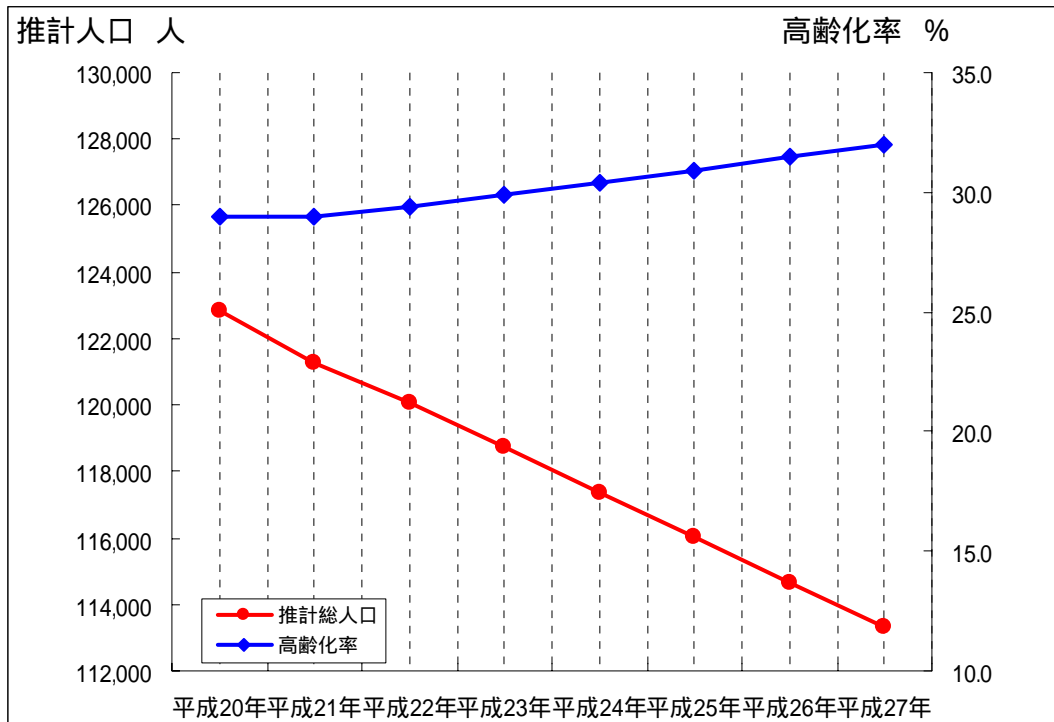
年 齢	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
40 歳未満	45,937	44,639	43,763	42,794	41,825	40,856	39,887	38,918
40 - 64 歳	41,220	41,406	41,051	40,455	39,859	39,263	38,667	38,071
65 - 69 歳	7,812	7,655	7,467	7,774	8,081	8,388	8,695	8,998
70 - 74 歳	8,416	8,080	7,842	7,665	7,488	7,311	7,134	6,957
75 - 79 歳	8,324	8,024	8,007	7,797	7,587	7,377	7,167	6,955
80 - 84 歳	6,220	6,189	6,445	6,432	6,419	6,406	6,393	6,380
85 歳以上	4,905	5,257	5,513	5,814	6,115	6,416	6,717	7,022
40 歳以上計	76,897	76,611	76,325	75,937	75,549	75,161	74,773	74,383
推計総人口	122,834	121,250	120,088	118,731	117,374	116,017	114,660	113,301
高齢化率	29.0	29.0	29.4	29.9	30.4	30.9	31.5	32.0

資料：社会福祉課

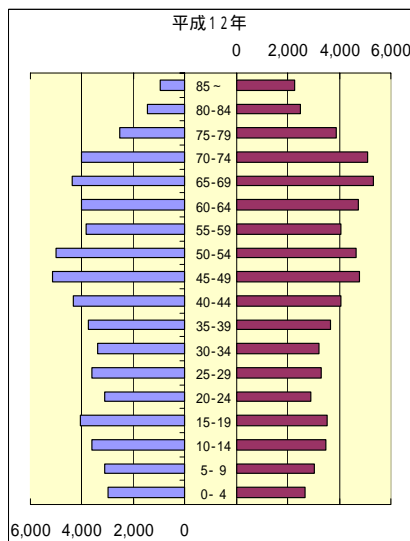
(注 1) 20 年度は、平成 20 年 10 月 1 日現在の人口

(注 2) 21 年度から 27 年度は、コーホートセンサス変化率法による推計人口

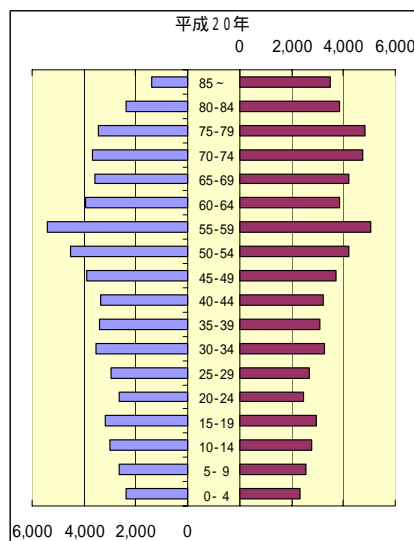
人口・高齢化率の推計



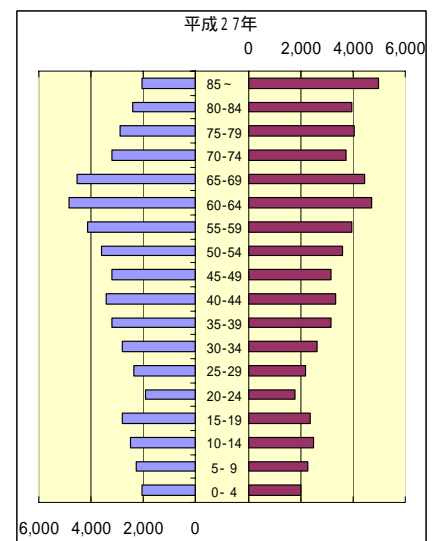
男 女



平成12年
国勢調査人口



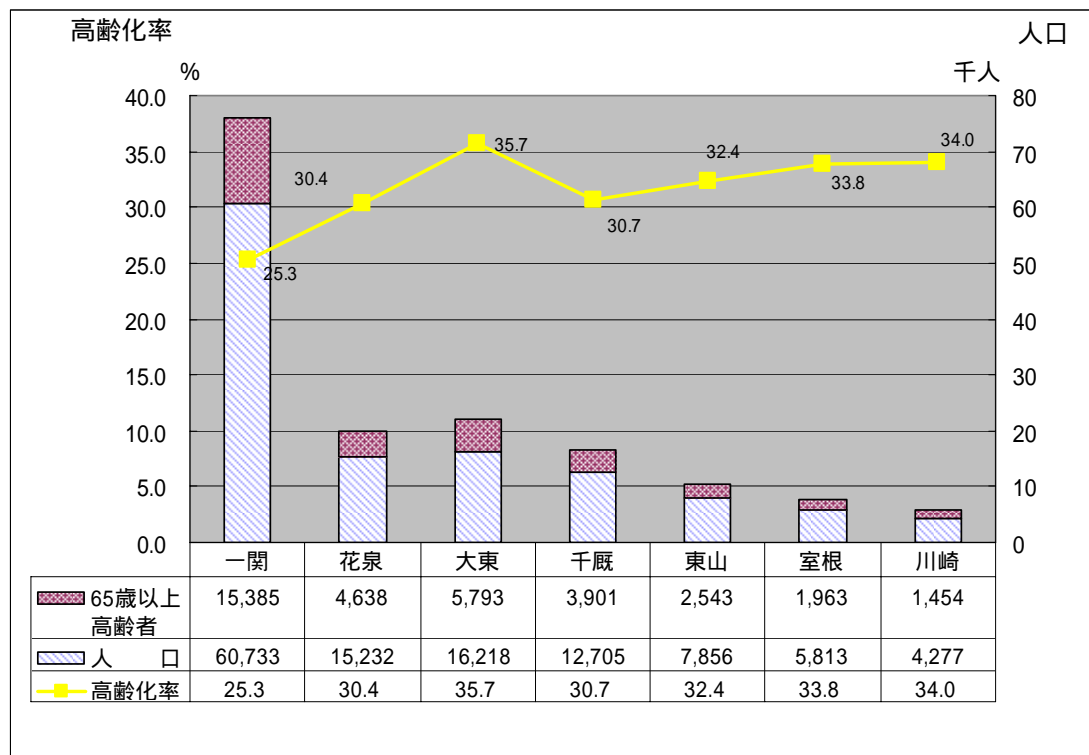
平成20年
住民基本台帳登録人口



平成27年
推計人口

地域別高齢化率 平成20年10月1日

(単位：人、%)



資料：一関市住民基本台帳

2 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯のうち37.3%は、ひとり暮らし、または夫婦などの世帯です。

ひとり暮らし高齢者世帯は、平成17年の4,469世帯から平成20年の5,026世帯と、3年間で557世帯が増加し、うち男性は1,089世帯から1,268世帯と16.4%の増、女性は3,380世帯から3,758世帯と11.2%の増となっております。また、ひとり暮らし高齢者のうち74.8%は女性となっております。

夫婦など65歳以上の高齢者のみ世帯は、平成17年から20年までの3年間で786世帯、24.2%増の4,028世帯となっております。

高齢者世帯の構成 (65歳以上の高齢者のいる世帯) (単位：世帯数、%)

世帯区分	平成17年	構成	平成20年	構成
	ひとり暮らし高齢者	22,900	100.0	24,282
	4,469	19.5	5,026	20.7
	[男 1,089]		[男 1,268]	
	[女 3,380]		[女 3,758]	
高齢夫婦など世帯	3,242	14.2	4,028	16.6
その他の同居世帯	15,189	66.3	15,228	62.7

資料：一関市住民基本台帳

3 要介護・要支援高齢者の状況

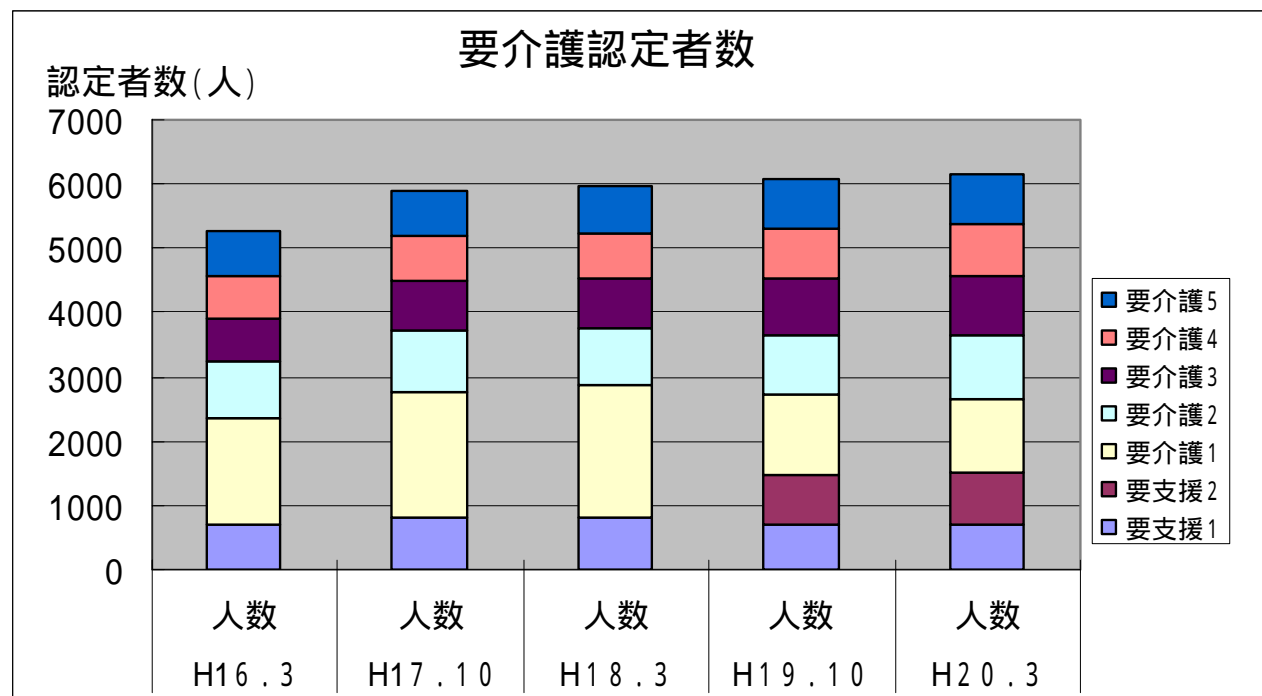
平成20年3月末現在の認定者比率は、高齢者の17.3%となっています。

介護保険による要介護（要支援）認定者は、平成16年3月末では高齢者人口の15.3%、5,263人でしたが、20年3月末では17.3%、6,154人に増加しており、特に要支援及び要介護3の人数が増加しています。

要介護（要支援）認定者の状況と推移

(単位：人、%)

区 分	16年3月		17年10月		18年3月		19年10月		20年3月	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	696	13.22	807	13.7	826	13.8	697	11.5	696	11.3
要支援2							781	12.8	808	13.1
要介護1	1,671	31.8	1,971	33.4	2,058	34.4	1,237	20.3	1,175	19.1
要介護2	874	16.6	931	15.8	873	14.5	916	15.1	973	15.8
要介護3	670	12.7	781	13.2	777	13.0	915	15.0	932	15.2
要介護4	656	12.5	701	11.8	686	11.5	758	12.5	787	12.8
要介護5	696	13.2	716	12.1	764	12.8	777	12.8	783	12.7
合 計	5,263	100.0	5,907	100.0	5,984	100.0	6,081	100.0	6,154	100.0
認 定 率	15.3		16.9		17.1		17.1		17.3	



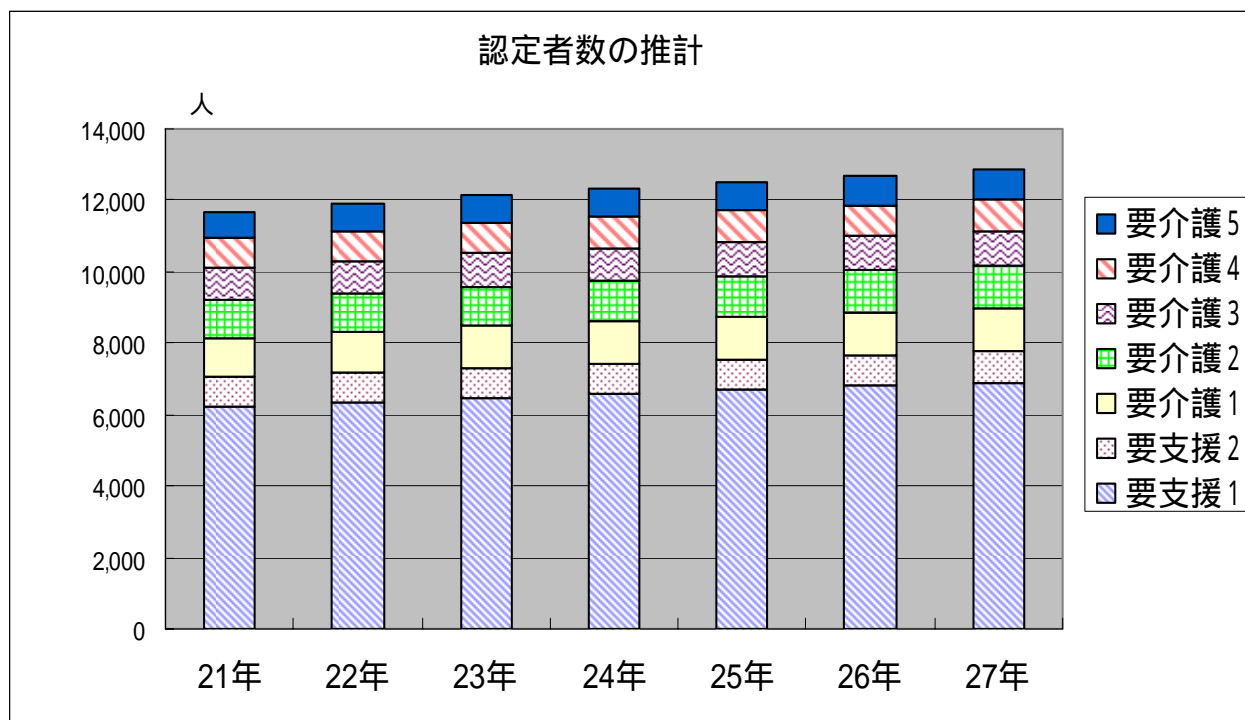
資料：一関地区広域行政組合

要介護者・要支援者の将来推計

計画年度の平成 27 年度には認定者数が平成 20 年度に比べ、688 人増加し 6,890 人に、また要介護 4 と 5 の重度認定者の方は 1,753 人になると見込まれます。

(単位：人)

区 分	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
認定者数	6,202	6,212	6,331	6,487	6,588	6,700	6,796	6,890
要支援 1	826	819	838	829	843	856	881	905
要支援 2	1,125	1,119	1,122	1,157	1,168	1,183	1,189	1,195
要介護 1	1,098	1,092	1,094	1,128	1,139	1,153	1,159	1,165
要介護 2	855	866	897	924	933	941	956	970
要介護 3	815	827	847	860	869	880	891	902
要介護 4	721	726	749	774	805	819	827	834
要介護 5	762	763	784	815	831	868	893	919



(注)「一関地区広域行政組合 要介護・要支援認定者数の見込」から推計

4 高齢者の医療（老人保健）の状況

国民健康保険の被保険者数は平成 16 年度を最高に年々減少しており、中でも老人保健の被保険者が減少傾向となっています。これは、平成 15 年度から老人保健の対象年齢が、70 歳から 75 歳に段階的に引き上げられたためです。平成 20 年度からは医療制度が変わりましたが、後期高齢者の増加が見込まれております。

被保険者数の推移

(単位：人)

区 分		16 年	17 年	18 年	19 年
国民健康保険	一般	29,065	28,924	28,439	27,614
	退職	7,255	7,935	8,464	8,846
	計	36,320	36,859	36,903	36,460
老 人 保 健		22,984	21,781	20,689	19,768

資料：一関市国保年金課

医療費の推移

(単位：千円)

区 分		16 年	17 年	18 年	19 年
国民健康 保 険	一般	5,960,233	6,156,551	6,131,051	6,322,980
	退職	2,448,721	2,721,574	2,892,456	3,371,663
	計	8,408,954	8,878,125	9,023,507	9,694,643
老 人 保 健		13,688,738	14,092,326	12,932,466	12,932,920

資料：一関市国保年金課

5 高齢者の就業の状況

平成 17 年国勢調査における、市内の就業者総数は 63,492 人です。そのうち 65 歳以上の高齢者は 9,251 人で 14.6%を占めています。

平成 17 年において高齢者人口 34,893 人に対する高齢者の就業割合は 26.5%で、就業している高齢者の 61.6%は第 1 次産業に従事しており、また、第 1 次産業に就業している高齢者の全年齢に対する割合は 56.9%となっています。

高齢者の就業状況

(単位：人、%)

区 分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	合 計	構成比
合 計	10,017	20,581	32,894	63,492	100
15～64 歳就業者	4,317	19,710	30,214	54,241	85.4
65 歳以上就業者	5,700	871	2,680	9,251	14.6
男	3,325	655	1,567	5,547	
女	2,375	216	1,113	3,704	
65～74 歳	3,968	769	2,061	6,798	10.7
男	2,184	580	1,195	3,959	
女	1,784	189	866	2,839	
75 歳以上	1,732	102	619	2,453	3.9
男	1,141	75	372	1,588	
女	591	27	247	865	
高齢者の 産業別就業割合	56.9	4.2	8.1	14.6	

資料：平成 17 年国勢調査

第2章 保健サービスの現状

継続的な生活習慣の改善と個々人に応じた保健サービスの提供

第1 健康なからだづくり

生涯を通じて健康で生活できるよう、栄養・運動・休養などの調和のとれた健康づくりを進めるため、食生活改善推進員の養成や食生活改善事業、生活習慣病予防、健康教育、健康相談などを実施しています。

1 食生活改善推進員養成・食生活改善普及の推進

食生活改善推進員を養成し、地域における食生活の改善普及を推進するために講習会などを実施しています。

(1) 食生活改善推進員養成講習会の開催状況 (単位：回、人)

区分 年度	実施回数	申込者数	延参加者数	1回平均 参加者数	修了者数
17	10	13	104	10	12
18	8	31	197	25	25
19	6	27	136	23	25

資料：主要な施策の成果に関する説明書

(2) 食生活改善普及講習会の開催状況 (単位：回、人)

区分 年度	開催回数	受講者数
17	173	3,490
18	306	5,729
19	241	5,122

資料：主要な施策の成果に関する説明書

2 健康教育・生活習慣改善指導

集団や個別の機会を捉えて、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・歯科衛生士・栄養士などが生活習慣病予防のための必要な知識や情報を提供するとともに、対象者別に食生活や運動などの生活習慣の見直し改善への支援を行っています。

(1) 集団健康教育開催状況

(単位 : 回、人)

項目	17		18		19	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
1 医師講演会	7	539	17	823	16	860
2 歯科保健健康教育	12	269	62	959	24	280
3 薬の健康教育	13	289	8	160	8	167
4 基本健診事後指導会	12	343	15	607	17	389
5 保健推進委員研修会	16	578	38	977	27	1,040
6 その他の健康教育	335	7,155	562	9,702	396	6,663
合 計	395	9,173	702	13,228	488	9,399

資料 : 主要な施策の成果に関する説明書

(2) 個別健康教育開催状況

(単位 : 回、人)

項目	17		18		19	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
1 耐糖能異常	5	25	6	12		
2 高コレステロール血症	18	156	18	108	6	33
3 高血圧	24	96	12	30	6	34
4 禁煙	12	24	18	39	1	1
合 計	59	301	54	189	13	68

資料 : 一関保健センター

3 健康相談

保健師・栄養士などが地区公民館、集会所及び保健センター等で心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言や指導を行い、健康管理への支援を行っています。

年度別相談人数

(単位：人)

項目 \ 年度	17	18	19
1 所内健康相談	1,674	2,959	1,756
2 所内栄養相談	40	85	61
3 地区健康相談	4,906	9,900	5,592
合計	6,620	12,944	7,409

資料：主要な施策の成果に関する説明書

第 2 病気の予防・早期発見・早期治療

1 一関市の主要死因

平成 18 年主要死因の死亡率は（人口 10 万人に対して）は 1,223.9 となっており全国（859.6）・岩手県（1,058.6）を上回っています。

また、全死亡 1,527 人中の死因の内訳は、悪性新生物 424 人（27.8%）、心疾患 258 人（16.9%）、脳血管疾患 226 人（14.8%）などとなっており、全死因の約 6 割を 3 大死因の生活習慣病で占めています。

年次別一関市主要死因別死亡率（率：人口 10 万人対）

区分 年	全死因		悪性新生物		脳血管疾患		心疾患		肺炎	
	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率
16	1,441	1,145.3	394	313.2	220	174.8	257	204.2	159	126.3
17	1,532	1,217.6	445	353.7	204	162.1	244	193.9	183	145.4
18	1,527	1,223.9	424	339.9	226	181.1	258	206.8	129	103.4

資料：一関保健所

平成 18 年主要死因別死亡率（全国・岩手県・一関市）（率：人口 10 万人対）

	全死因		悪性新生物		脳血管疾患		心疾患		肺炎	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
全 国	1,084,450	859.6	329,314	261.0	128,268	101.7	173,024	137.2	107,242	85.0
岩 手 県	14,552	1,058.6	4,009	291.6	2,299	167.2	2,491	181.2	1,328	96.6
一 関 市	1,527	1,223.9	424	339.9	226	181.1	258	206.8	129	103.4

資料：一関保健所

2 各種検診等

脳卒中・心臓病・高血圧・糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に結びつけるため、各種検診などを実施しています。

(1) 基本健康診査

自らの健康状態を把握することにより、健康増進、疾病予防への取り組みを促すとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施しています。また、平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査が導入され、メタボリック症候群（内蔵脂肪症候群）に着目した健診内容になり、生活習慣病の予防効果が期待できる健診に変わっています。

基本健康診査受診状況（対象者 19歳以上）（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	判定結果		
				異常なし	要注意	要医療
17	31,808	12,356	38.8	952	4,304	7,100
18	30,953	12,665	40.9	1,106	4,182	7,377
19	28,272	12,221	43.2	1,266	3,807	7,148

資料：一関保健センター

(2) がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上、子宮がん（頸部）検診は20歳以上を対象に実施しています。受診率は少しずつ上昇しています。

胃がん検診

受診状況（対象者40歳以上）（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	申込者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精検受診者の状況		
									異常なし	異常あり	内がん発見
17	41,770	12,491	8,497	20.3	744	8.8	657	88.3	106	549	16
18	29,358	11,738	7,508	25.6	807	10.7	709	87.8	130	579	15
19	26,479	10,394	7,072	26.7	604	8.5	517	85.6	126	391	14

資料：一関保健センター

（注）17年度の対象者は35歳以上

子宮がん（頸部）検診

受診状況（対象者20歳以上）

（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	申込者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精検受診者の状況		
									異常なし	異常あり	内がん発見
17	30,098	8,293	4,640	15.4	66	1.4	59	89.4	13	43	6
18	19,093	6,846	3,193	16.7	18	0.6	17	94.4	4	13	0
19	22,297	7,145	4,093	18.4	32	0.8	31	96.9	10	21	1

資料：一関保健センター

（注1）17年度の対象者は30歳以上

（注2）18年度からは、直近3年間「異常なし」の場合は対象外

乳がん検診

受診状況（対象者40歳以上）

（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	申込者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精検受診者の状況			
									異常なし	異常あり	内がん発見	
17	23,646	6,394	4,694	19.9	乳	245	5.2	239	97.6	101	138	15
					甲	44	0.9	37	84.1	5	32	1
18	10,607	4,386	2,567	24.2	乳	141	5.5	137	97.2	60	77	13
19	9,477	3,782	2,516	26.6	乳	147	5.8	143	97.3	60	83	11

資料：一関保健センター

（注1）17年度の対象者は30歳以上

（注2）18年度から隔年受診としている

肺がん検診

受診状況（対象者40歳以上）

（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	申込者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精検受診者の状況		
									異常なし	異常あり	内がん発見
17	39,825	9,672	6,635	16.7	178	2.7	167	93.8	59	105	6
18	29,405	9,589	6,147	20.9	177	2.9	162	91.5	71	91	7
19	27,763	8,696	6,272	22.6	206	3.3	184	89.3	73	111	6

資料：一関保健センター

大腸がん検診

受診状況（対象者40歳以上）

（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	申込者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精検受診者の状況		
									異常なし	異常あり	内がん発見
17	41,930	12,604	9,221	22.0	558	6.1	483	86.6	114	362	21
18	32,017	12,504	7,957	24.9	515	6.5	434	84.3	105	329	24
19	29,713	11,546	8,242	27.7	486	5.9	398	81.9	108	290	25

資料：一関保健センター

（3）結核健康診査

結核予防法が改正され受診対象者（65歳以上）が限定されます。

受診状況（対象者65歳以上）

（単位：人、％）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 /	要精検者数	精検率 /	精検受診数	精検受診率 /	精密検査結果
								活動性肺結核
17	22,358	11,805	52.8	240	2.0	217	90.4	0
18	19,982	8,442	42.3	269	3.2	237	88.1	0
19	25,290	7,988	31.6	118	1.5	105	89.0	0

資料：一関保健センター

(4) 成人歯科健康診査

生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、健やかに高齢期をむかえることができるように、8020運動(80歳で20本以上の歯を保とう)とともに、成人歯科健診を実施しています。

対象者及び受診者数(対象者 40歳・50歳・60歳・70歳)

H19年度地域別受診状況

(単位:人)

区分/年齢	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	合計	
申込者数	40歳	66	2	6	3	11	3	0	91
	50歳	74	11	14	9	13	3	1	125
	60歳	80	18	15	7	16	4	2	142
	70歳	43	15	13	11	16	5	2	105
	計	263	46	48	30	56	15	5	463
受診者数	40歳	16	1	1	1	1	0	0	20
	50歳	21	1	3	3	3	1	1	33
	60歳	25	0	5	2	1	1	2	36
	70歳	19	3	3	1	0	1	0	27
	計	81	5	12	7	5	3	3	116

資料：一関保健センター

第3 寝たきりや認知症を予防し、健康で暮らすために

疾病の悪化や身体機能低下を防止し、寝たきりや認知症の発症とその悪化予防のため、また、健康で自立した生活ができるよう支援するために、訪問指導、機能訓練などを実施しています。

1 訪問指導

保健師などが家庭訪問し対象者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、きめ細やかな保健指導を実施しています。

訪問指導の状況

(単位：人)

項目 \ 年度	17	18	19
1、とじこもり予防	210	36	7
2、寝たきり及び準ずる者	161	56	39
3、認知症高齢者	43	3	5
4、健康診査等での要指導	471	125	125
5、その他の要指導 (他機関からの紹介等)	491	149	416
6、介護家族者	64	35	19
合計	1,440	404	611

資料：地域保健・老人保健事業報告

(注) 19年度から40歳～64歳の者を対象としている。

2 機能訓練事業

身体に何らかの障害を有する方で、医療での訓練が終了しているにも関わらず、その障害のために心身の孤立が見られる方を対象とし、生活の質の向上を図っています。

機能訓練参加状況

(単位：人)

区分 \ 年度	参加実数	参加延数
17	90	724
18	26	483
19	26	483

資料：地域保健・老人保健事業報告

3 訪問歯科診療

歯科保健医療サービスを受ける機会に恵まれない40歳以上の在宅寝たきりの方に、自宅において歯科の治療が受けられる機会を提供しています。

訪問歯科診療実施状況

(単位：人、回)

区分 年度	申込者	受診者数	訪問回数	1人当 訪問回数
17	16	21	78	3.7
18	25	32	127	4.0
19	18	21	75	3.6

資料：一関保健センター

第3章 高齢者福祉サ - ビスの現状

住みなれた地域で生活が続けることができるように、要支援や要介護の状態になる前の高齢者に対して「介護予防事業」や「包括的支援事業」などを「地域支援事業」として、介護保険制度の中で実施しています。

この章では、地域支援事業のうち、一関地区広域行政組合から委託されている介護予防事業や任意事業並びに介護保険以外の福祉サービスの現状などについて記載します。介護保険サ - ビスの現状については、参考として章末に概況を掲載します。

第1 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 特定高齢者把握事業

特定高齢者とは、65歳以上の高齢者で健康診査の生活機能評価健診などをもとに、要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれが他の高齢者に比べ高いと考えられる方です。

循環器系健康診査のうち、40～74歳の方を対象とする「特定健診」と、75歳以上の方を対象とする「後期高齢者の健診」を受診する際に「基本チェックリスト」に記入いただき、生活機能の状態などを把握し、健診担当医の診断によって特定高齢者施策の対象となる高齢者を把握しています。

(2) 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知症予防」などに効果のある、通所による事業を実施しています。

運動器の機能向上事業

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施しています。

運動器の機能向上事業開催状況

(単位：回、人)

地域	年度	18		19	
		回数	参加延人数	回数	参加延人数
一関		21	57	31	163
花泉		6	6	16	91
大東		12	48	11	84
千厩		10	40	10	31
東山		-	-	10	55
室根		1	2	10	80
川崎		8	8	3	116
合計		58	161	91	620

資料：社会福祉課

栄養改善事業

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施しています。

栄養改善事業の開催状況

(単位：回、人)

地域	年度	18		19	
		回数	参加延人数	回数	参加延人数
一 関		7	56	20	74
花 泉		-	-	-	-
大 東		-	-	-	-
千 厩		-	-	6	34
東 山		-	-	-	-
室 根		-	-	6	10
川 崎		-	-	-	-
合 計		7	56	32	118

資料：社会福祉課

口腔機能の向上事業

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導などの事業を実施しています。

口腔機能の向上事業開催状況

(単位：回、人)

地域	年度	18		19	
		回数	参加延人数	回数	参加延人数
一 関		3	3	9	126
花 泉		9	76	9	75
大 東		-	-	4	98
千 厩		5	25	5	17
東 山		6	24	5	34
室 根		-	-	5	37
川 崎		-	-	4	28
合 計		23	128	41	415

資料：社会福祉課

(3) 一般高齢者を対象とした事業

おおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及や情報提供、運動機能の向上など、「介護予防教室」として開催しています。

老人クラブや地域サロン、自治会活動等と連携を図りながら、地区公民館や自治会館等において開催しています。

介護予防教室開催状況

(単位：箇所、回、人)

区分	箇所数			回数			参加延人数			参加実人数		
	17	18	19	17	18	19	17	18	19	17	18	19
一 関	112	116	116	1,054	1,153	1,114	18,268	19,467	18,576	3,185	3,241	3,245
花 泉	46	32	38	326	359	351	5,788	5,720	3,467	1,404	917	906
大 東	20	59	255	20	85	190	229	1,038	3,468	229	194	3,092
千 厩	4	46	32	34	282	250	435	4,393	2,819	122	1,098	719
東 山	0	3	32	0	14	103	0	414	1,552	0	114	821
室 根	4	10	12	4	32	60	71	257	679	71	129	188
川 崎	26	83	90	104	170	172	1,089	2,367	2,318	364	272	1,392
合 計	212	349	575	1,542	2,095	2,240	25,880	33,656	32,879	5,375	5,965	10,363

資料:社会福祉課

2 任意事業

(1) 食の自立支援事業(配食サービス事業)

ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦、障害者などを対象に、利用者の希望する日に食事を届け、食生活を通じた健康の保持とともに、配達による安否確認と孤独感の解消を図る「食の自立支援事業」を実施しています。

配食サービス実施状況

(単位：人、日食)

区分	利用者数			配食日数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	139	126	121	244	245	244
花 泉	40	44	62	300	300	300
大 東	38	35	30	157	155	155
千 厩	52	60	49	24	48	48
東 山	10	8	6	95	101	100
室 根	7	7	8	315	391	392
川 崎	10	6	4	236	155	349
合 計	296	286	280	1,371	1,395	1,588

資料:社会福祉課

(注)一関地域では、社会福祉協議会の事業として実施している。

(2) 家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの状態にある高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、経済的負担の軽減と、要介護者の在宅生活の継続、質の向上を図るため、介護用品（紙おむつなど）の支給を行っています。

家族介護用品支給状況

(単位：人・千円)

区 分	受給者数			支給額		
	17	18	19	17	18	19
一 関	19	32	38	1,900	1,489	1,976
花 泉	20	32	32	966	1,542	1,564
大 東	51	26	26	1,714	1,390	1,473
千 厩	54	15	19	1,669	983	1,299
東 山	44	6	7	1,567	261	379
室 根	7	7	8	315	391	392
川 崎	63	1	2	1,600	48	48
合 計	258	119	132	9,731	6,104	7,131

資料：社会福祉課

(3) 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

在宅で暮らす寝たきり高齢者など同居して、介護を行っている方の負担の軽減を図るため、介護者に対し、介護手当の支給を行っています。

介護手当支給状況

(単位：人・千円)

区 分	受給者数			支給額		
	17	18	19	17	18	19
一 関	—	207	259	—	4,800	6,264
花 泉	—	99	130	—	2,241	2,850
大 東	68	108	118	6,722	2,460	2,667
千 厩	—	68	79	—	1,992	2,307
東 山	43	44	77	1,840	1,008	1,119
室 根	—	30	26	—	651	948
川 崎	—	26	28	—	702	618
合 計	111	582	717	8,562	13,854	16,773

資料：社会福祉課

第2 介護保険以外の福祉サービス

1 生活支援サービス

(1) 生活管理指導員派遣事業

介護保険の要介護認定で非該当と判定された方や、虚弱などにより何らかの支援が必要な高齢者を対象に、日常生活の自立を促進するため、生活管理指導員を原則週1回1時間程度派遣し、家事や日常生活などの支援、指導を行っています。

生活管理指導員派遣状況

(単位:人、回、)

区分	利用実人員			派遣回数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	31	31	35	723	694	608
花 泉	8	7	6	382	662	504
大 東	20	22	14	1,349	1,039	760
千 厩	15	1	4	53	40	130
東 山	5	4	3	168	129	99
室 根	3	3	2	151	96	31
川 崎	4	4	4	176	181	156
合 計	86	72	68	3,002	2,841	2,288

資料: 社会福祉課

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の要介護認定で非該当と判定された方や、社会適応が困難な高齢者に対し、生活習慣指導などにより自立生活の助長及び要介護状態への進行を予防するため、ショートステイ施設に短期間(原則7日間以内)宿泊させる事業です。

生活管理指導短期宿泊利用状況

(単位:人、日)

区分	利用人員			利用延日数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	11	6	1	57	30	2
花 泉	0	1	0	0	8	0
大 東	1	0	0	14	0	0
千 厩	0	3	1	0	18	7
東 山	0	0	0	0	0	0
川 崎	0	0	0	0	0	0
合 計	12	10	2	71	56	9

資料: 社会福祉課

(3) 生きがいデイサービス事業

介護保険の要介護認定で非該当と判定された方や、閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、デイサービス施設などにおいて、原則週1回、入浴、給食、日常動作訓練などのサービスを提供しています。

生きがいデイサービス利用状況

(単位:人)

区 分	利用者数			延利用者数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	50	43	45	1,521	1,437	1,392
花 泉	67	67	1	2,101	2,317	16
大 東	34	32	36	1,056	1,130	1,223
千 厩	91	5	6	326	265	242
東 山	2	1	1	18	50	40
室 根	30	30	31	1,193	1,117	982
川 崎	16	8	7	447	279	208
合 計	290	186	127	6,662	6,595	4,103

資料: 社会福祉課

(注)花泉地域の17・18年度は、さわやかデイサービス事業を計上

(4) 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

身体に障害のある方や要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を送るうえで必要な住宅の改良(段差の解消や浴室・トイレなどの改修)をする場合に、その費用の一部(上限:60万円)を補助しています。

高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり

補助金の交付状況

(単位:件、千円)

区 分	件 数			補助金額		
	17	18	19	17	18	19
一 関	21	18	16	11,628	8,522	7,705
花 泉	1	1	5	600	175	2,109
大 東	10	8	5	5,385	4,330	2,397
千 厩	0	4	6	0	2,400	3,451
東 山	1	3	2	27	1,591	968
室 根	4	4	2	2,400	2,268	1,200
川 崎	3	4	3	1,800	2,400	1,800
合 計	40	42	39	21,840	21,686	19,630

資料: 社会福祉課

(5) 緊急通報体制等整備事業

火災や急病などの緊急事態や災害発生時に対応するため、ひとり暮らし高齢者などに対して、近隣などの協力体制のもとに、災害弱者消防緊急通報システムを設置しています。

緊急通報システムの設置状況 (単位:台)

区分	設置台数		
	17	18	19
一 関	650	635	570
花 泉	220	210	189
大 東	215	202	193
千 厩	120	120	115
東 山	75	70	70
室 根	70	65	58
川 崎	100	98	88
合 計	1,450	1,400	1,283

資料: 社会福祉課

(6) ひとり暮らし高齢者連絡員設置事業

ひとり暮らし高齢者の安否を確認するとともに、孤独感の解消を図るため、ひとり暮らし高齢者連絡員を委嘱し、1日1回の定期訪問による安否の確認を行うとともに、必要に応じて相談や関係機関への連絡などを依頼しています。平成19年度は、対象者35人に対し、連絡員を委嘱しています。

ひとり暮らし高齢者連絡員設置状況 (単位:人)

区分	対象者数			連絡員数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	12	11	8	12	11	8
花 泉	3	3	6	3	3	6
大 東	21	19	16	19	19	16
千 厩	0	4	3	0	4	3
東 山	0	0	0	0	0	0
室 根	1	1	2	1	1	2
川 崎	0	1	0	0	1	0
合 計	37	39	35	35	39	35

資料: 社会福祉課

(7) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ひとり暮らし高齢者などで、身体機能の低下や障害等により寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、使用寝具を預かって洗濯、乾燥、消毒を実施しています。

寝具洗濯乾燥消毒サービス利用状況 (単位：人、件)

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	合計
利用者数	17	61	10	0	0	0	0	0	71
	18	20	7	1	4	0	1	4	37
	19	27	13	0	20	0	1	1	62
延件数	17	68	10	0	0	0	0	0	78
	18	22	9	1	4	0	1	4	41
	19	29	15	0	22	0	1	1	68

資料：社会福祉課

(8) 福祉乗車券交付事業

ひとり暮らしの高齢者や重度障害者の社会参加促進を図ることを目的に、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成しています。

福祉乗車券交付状況 (単位：人、千円)

区分	交付者数			交付金額		
	17	18	19	17	18	19
一関	1,512	923	927	15,658	10,612	10,453
花泉	0	93	141	0	1,042	1,440
大東	0	44	52	0	509	597
千厩	0	128	125	0	1,408	1,431
東山	104	64	97	747	751	1,114
室根	16	10	25	34	89	251
川崎	0	55	56	0	660	623
合計	1,632	1,317	1,423	16,439	15,071	15,909

資料：社会福祉課

2 家族介護支援サービス

(1) 家族介護教室事業

家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図るため、家族介護教室を開催しています。

家族介護教室開催状況

(単位：回、人)

区 分	開催回数			参加延人数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	5	7	2	53	164	81
花 泉	—	—	—	—	—	—
大 東	1	—	—	18	—	—
千 厩	1	4	3	51	114	107
東 山	—	—	1	—	—	61
室 根	—	—	—	—	—	—
川 崎	10	2	8	150	38	116
合 計	17	13	14	272	316	365

資料：社会福祉課

(2) 外出支援サービス事業

歩行が困難で車いすなどを使用しており、通院、入退院などの外出時に付き添いが必要な方に対して、車いす専用リフト付車両などを使った移送サービスを実施しています。

外出支援サービス利用状況

(単位：人、件)

区 分	利用者数			利用件数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	92	63	78	184	125	155
花 泉	13	14	20	257	64	103
大 東	48	56	48	292	276	279
千 厩	44	81	81	1,272	968	1,047
東 山	—	9	20	—	19	76
室 根	17	25	11	38	92	65
川 崎	12	12	6	58	34	25
合 計	226	260	264	2,101	1,578	1,750

資料：社会福祉課

(注) 一関地域では、社会福祉協議会の事業として実施している。

第3 施設福祉サービス

1 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の環境及び経済的理由などにより、居宅において生活することが困難な方が入所する施設です。

介護保険制度施行後も、従来どおり措置制度として実施しています。また、入所者のうち、介護が必要な状態になった場合には、施設に入所したままで介護保険のサービスを利用することができます。

養護老人ホーム入所状況

(単位：人)

区分	東山荘(一関市)			こはぎ荘(一関市)			寿水荘(奥州市)		
	17	18	19	17	18	19	17	18	19
一関	11	12	11	6	6	10	4	3	3
花泉	5	4	4	3	3	3	1	1	1
大東	13	13	12	18	17	18	0	0	0
千厩	8	9	9	6	5	7	0	1	1
東山	17	19	17	1	1	1	0	0	0
室根	1	1	2	5	4	4	0	0	0
川崎	3	3	3	10	9	9	0	0	0
合計	58	61	58	50	45	52	5	5	5
区分	北星荘(北上市)			祥風苑(大船渡市)			松寿荘(雫石町)		
	17	18	19	17	18	19	17	18	19
一関	0	0	0	2	2	2	2	2	1
花泉	1	1	1	0	0	0	0	0	0
大東	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千厩	1	1	1	1	1	1	3	3	3
東山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
室根	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合計	2	2	2	4	4	4	5	5	4
区分	葛葉荘(葛巻町)			梅香園(宮城県山元町)			合計		
	17	18	19	17	18	19	17	18	19
一関	1	1	1	0	0	0	27	26	28
花泉	0	0	0	0	0	0	10	9	9
大東	0	0	0	0	0	0	31	30	30
千厩	0	0	0	1	1	1	20	21	23
東山	0	0	0	0	0	0	18	20	18
室根	0	0	0	0	0	0	6	5	6
川崎	0	0	0	0	0	0	14	13	13
合計	1	1	1	1	1	1	126	124	127

資料：社会福祉課

2 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯など、常時の介護は必要としないが在宅生活に不安がある方を一定期間受け入れ、各種相談や助言及び地域住民等との交流事業を通じ、在宅生活を営む上での不安感の解消を図り、在宅生活へ円滑に移行できるよう支援します。

生活支援ハウス利用状況

（単位：人）

施設名	定員	利用実人員		
		17	18	19
高齢者生活福祉センター「みどりの里」	10	15	12	14
一関市生活支援ハウス「むろね苑」	8	-	9	10
合計	18	15	21	24

資料：主要な施策の成果に関する説明書

3 軽費老人ホーム（ケアハウス）

介護を必要とせず、身の回りのことが自力でできるが、身体機能の低下など独立して生活することに不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者等が、入居して日常生活上のサービスを受ける施設です。

現在市内には、「一関ロイヤルハウス」（定員50人）と、「福光園ケアハウス老楽園」（定員20人）が設置されております。入所にあたっては、入所希望者と施設との利用契約の締結が必要となります。

第4 相談支援サービス

1 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、おおむね65歳以上の在宅要介護高齢者やその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々のニーズに対応した介護保険サービスや保健福祉サービスが受けられるよう、関係機関・サービス実施機関との連絡調整や訪問調査、保健福祉サービスの利用申請の代行を行っています。

市民が、より身近なところで相談ができるよう社会福祉法人等に在宅介護支援センターの事業を委託し、きめ細やかな相談業務を実施しています。

平成19年度の活動状況

(単位：件)

在宅支援センター名	相談件数
福光園在宅介護支援センター	21,523
関生園在宅介護支援センター	
明生園在宅介護支援センター	
仁愛会在宅介護支援センター	
シルバーヘルス在宅介護支援センター	
なのはな在宅介護支援センター	
いこい在宅介護支援センター	
ニチケアセンター—関在宅介護支援センター	
在宅介護支援センター華松苑	
在宅介護支援センター寿光荘	
在宅介護支援センターソエル花泉	
興田在宅介護支援センター	
大原在宅介護支援センター	
やまゆり在宅介護支援センター	
千厩寿慶会在宅介護支援センター	
東山町在宅介護支援センター	
室根在宅介護支援センター	
川崎在宅介護支援センター	

資料：社会福祉課

2 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者の各種の相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設で、老人クラブ及び各種趣味活動グループなどの研修活動やレクリエーション活動の場として利用されています。

利用状況

(単位：人、件)

区 分 年 度	利用人員			利用延件数		
	17	18	19	17	18	19
一関老人福祉センター	3,391	5,171	4,808	250	299	302
大東老人福祉センター	3,545	2,407	4,928	478	268	311
千厩老人福祉センター	6,467	7,262	7,049	282	239	239
川崎老人憩いの家「笠松荘」	579	612	722	35	292	52
計	13,982	15,452	17,507	1,045	1,098	904

資料：主要な施策の成果に関する説明書

第5 社会参加・生きがい対策

1 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするために、教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション活動などを行っている老人クラブの育成を図っています。

老人クラブ数及び加入状況

(単位:人、%)

区 分	老人クラブ数			老人クラブ加入者数			加入率		
	17	18	19	17	18	19	17	18	19
一 関	114	112	110	5,606	5,402	5,211	30.4	29.2	27.8
花 泉	51	51	50	1,812	1,728	1,713	32.5	31.4	31.1
大 東	60	60	60	2,908	2,855	2,826	42.0	41.5	41.3
千 厩	27	27	27	1,731	1,741	1,719	37.4	37.4	37.0
東 山	23	23	23	990	957	924	33.0	32.3	31.0
室 根	11	10	10	597	517	503	25.6	22.6	22.0
川 崎	24	24	25	1,210	1,246	1,280	70.4	73.6	76.8
合 計	310	307	305	14,854	14,446	14,176	34.8	34.0	33.2

資料：社会福祉課

(注) 加入率は60歳以上人口対比

2 高齢者大学の開催

高齢者の生涯学習の場として、教育委員会では各地域の公民館毎に高齢者学級(大学)を開設しており、高齢者が生きいきとゆとりある豊かな老後を過ごせるよう、各種学習機会の提供に努めています。

3 世代間交流活動

高齢者が、世代を超えて相互に理解を深めることのできるよう、グループ活動、創作活動、各種スポーツ活動を通じて豊かな人生経験を、多くの人に伝える機会の提供に努めています。

4 スポ - ツ・趣味活動

老人クラブ連合会などの協力を得て、各種スポーツや趣味活動を通じて、高齢者の健康保持と社会参加活動の促進を図っています。

(1) いきいきシルバースポ - ツ大会の開催

高齢者がスポ - ツに親しみながら、健康の保持増進を図るため、いきいきシルバースポ - ツ大会を開催しています。また、高齢者の生きがいを高めることを目的として県民長寿体育祭「いきいきシルバースポ - ツ大会」に参加しています。

(2) スポーツ・レクリエーション大会の開催

高齢者と青・壮年、子供たちが、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトテニスなどの大会を通じて、世代を超えて交流し、ふれあいと連帯感を育むことを目的に開催しています。

(3) 囲碁・将棋大会の開催

囲碁・将棋を通じて、愛好者との交流を図り、高齢者同士の心のふれあいと親睦を深めることを目的として開催しています。

(4) 創作活動

高齢者の学習成果の発表の機会として、書道、絵画、写真、彫刻、木工、陶芸、工芸、機関誌、家具、装飾品、わら細工などの作品を、展示会や文化祭へ出展しています。

5 地域見守り活動

老人クラブ連合会が主体となり、ひとり暮らし高齢者への訪問や、登下校時の児童・生徒の安全確保のため、横断歩道や危険箇所における見守り活動を行うなど、地域防犯運動の推進に大きな役割を果たしています。

6 敬老会事業

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、健康長寿を祝福するため、各地域ごとに敬老会を開催しています。

敬老会開催状況

(単位：人)

区分	招待者数			出席者数		
	17	18	19	17	18	19
一関	4,010	4,058	4,282	1,609	1,627	1,717
花泉	1,517	1,474	1,555	761	684	810
大東	1,937	1,902	2,036	933	762	883
千厩	1,772	1,224	1,255	973	680	703
東山	1,050	785	768	518	301	320
室根	824	682	708	411	356	293
川崎	720	443	422	432	251	206
合計	11,830	10,568	11,027	5,637	4,661	4,932

資料：社会福祉課

(注)平成17年度までは、招待年齢は各地域ごとに異なりましたが、平成18年度からは80歳以上に統一しています。

7 満百歳誕生記念祝事業

満百歳の誕生日を迎えた方に、健康長寿を祝福し、記念品などを贈呈しています。

満百歳誕生記念祝事業実績 (単位：人)

区 分	対象者数		
	17	18	19
一 関	6	8	4
花 泉	2	0	2
大 東	4	1	2
千 厩	1	1	3
東 山	0	1	1
室 根	1	0	4
川 崎	1	1	0
合 計	15	12	16

資料：社会福祉課

8 就労対策

(1) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じ、短期的・臨時的な就業機会を確保提供することにより、高齢者の知識、技能を活用するとともに働くことを通して、健康の保持・社会参加・生きがいづくりなど促進し、高齢者福祉の増進を目的として組織された団体で、高齢者の活動を支援しています。

市町村合併に伴い一関、大東、千厩、東山のシルバー人材センターが平成18年4月1日に統合し、一関市シルバー人材センターが発足。一関、大東、千厩及び東山にそれぞれ事務所が置かれています。

シルバー人材センター活動実績 (単位：人、件、千円)

区 分	一関事業所(一関・花泉地域)			大東事務所(大東地域)		
	17	18	19	17	18	19
会 員 数	386	404	434	27	34	36
就 業 人 員	356	379	393	27	29	33
受 託 件 数	1,775	1,668	1,498	266	183	198
延 人 員	37,934	41,058	43,899	393	2,038	2,816
受 託 額	163,544	176,309	183,010	7,627	8,658	11,311
区 分	千厩事務所(千厩・室根地域)			東山事務所(東山・川崎地域)		
	17	18	19	17	18	19
会 員 数	154	145	143	114	101	93
就 業 人 員	128	115	115	74	69	72
受 託 件 数	538	466	496	202	276	281
延 人 員	5,831	7,775	7,231	4,742	4,681	5,100
受 託 額	20,066	25,209	24,003	25,960	25,968	29,669

資料：一関市シルバー人材センター

第6 市民参加型サービス

1 地区福祉活動

地域ごとの自主的な福祉活動を行うため、地域福祉ネットワークとして、地区福祉活動推進協議会が組織されています。

各地域において、要援護者への支援、見守り活動を行い、市民の相互連帯で地域福祉を推進しています。

2 ボランティア活動

助け合いの精神のもとに、市民が自主的に継続して、施設への奉仕、ひとり暮らし老人への激励など、多くの分野でボランティア活動が行われています。一関市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターには、95団体5,627人と個人416人が登録されています。

有償ボランティア団体として、NPO法人が21団体あり、このうち高齢者に関する活動を展開している団体は8団体で、高齢者とのコミュニケーションや家事援助などの活動を行っています。

第7 介護保険サービスの現状

1 サービス利用者の状況

要介護（要支援）認定を受けた方のうち、介護給付などサービスの利用者の割合は、介護度が重くなるにしたがい、高くなっております。

要介護（要支援）認定者・サービス利用者数 （単位：人・％）

区 分	認定者数	サービス利用者数	
	人 数	人 数	割 合
要支援1	696	491	70.5
要支援2	808	650	80.4
要介護1	1,175	976	83.1
要介護2	973	873	89.7
要介護3	932	862	92.5
要介護4	787	736	93.5
要介護5	783	706	90.2
合 計	6,154	5,294	86.0

（注）認定者数は平成20年3月31日現在。サービス利用者数は平成19年度に利用した人数。

2 サービス種類別の利用状況

要介護（要支援）認定を受けた方のうち、介護給付などサービスを利用した受給者は、平成19年度では、居宅サービス利用者が延117,740人、施設サービス利用者が延15,895人、その他のサービス利用者が延11,772人となっており、全体として前年度対比101.8%の伸びとなっています。

サービス種類別の利用延人数 （単位：人、％）

サービス種類		17	18	19	H19/H18
居 宅	訪問介護	16,108	14,481	15,181	104.8
	訪問入浴介護	2,933	2,551	2,629	103.1
	訪問看護	5,397	4,412	4,963	112.5
	訪問リハビリテーション	147	106	75	70.8
	通所介護	26,446	23,825	25,822	108.4
	通所リハビリテーション	6,106	4,977	5,070	101.9
	福祉用具貸与	19,456	15,426	14,744	95.6
	短期入所（特養）	4,199	3,596	4,037	112.3
	短期入所（老健）	1,114	1,060	1,111	104.8
	短期入所（療養型）	38	22	5	22.7
	居宅療養管理指導	1,444	419	567	135.3
	認知症対応型共同生活介護	1,428	1,552	1,662	107.1
	特定施設入所者生活介護	12	266	385	144.7
	居宅サービス計画費	46,486	40,923	41,489	101.4
小 計	131,314	113,616	117,740	103.6	

施設	介護老人福祉施設	9,512	8,159	8,231	100.9
	介護老人保健施設	8,096	7,062	7,291	103.2
	介護療養型医療施設	376	351	373	106.3
	小計	17,984	15,572	15,895	102.1
その他	住宅改修	320	264	256	97.0
	特定福祉用具	641	428	481	112.4
	高額介護サービス費	8,943	12,850	10,985	85.5
	小計	9,904	13,542	11,722	86.6
合計		159,202	142,730	145,357	101.8

サービス種類別の月平均利用状況 (単位：回、人、日、%)

サービス種類		17	18	19	H19/H18	
居宅	訪問介護	回	21,371	12,243	18,578	151.7
	訪問入浴介護	回	900	781	833	106.7
	訪問看護	回	2,103	1,893	2,086	110.2
	訪問リハビリテーション	回	37	31	23	74.2
	通所介護	回	11,951	11,835	13,173	111.3
	通所リハビリテーション	回	2,669	1,967	2,273	115.6
	福祉用具貸与	人	1,621	1,286	1,229	95.6
	短期入所(特養)	日	3,173	2,615	2,942	112.5
	短期入所(老健)	日	714	700	774	110.6
	短期入所(療養型)	日	35	15	2	13.3
	居宅療養管理指導	人	120	35	47	134.3
	認知症対応型共同生活介護	人	121	129	139	107.8
	特定施設入所者生活介護	人	1	22	32	145.5
	居宅サービス計画費	人	3,883	3,410	3,457	101.4
	小計		48,699	36,962	45,588	123.3
施設	介護老人福祉施設	人	800	680	686	100.9
	介護老人保健施設	人	676	589	608	103.2
	介護療養型医療施設	人	31	29	31	106.9
	小計		1,507	1,298	1,325	102.1
その他	住宅改修	人	27	22	21	95.5
	特定福祉用具	人	53	36	40	111.1
	高額介護サービス費	人	745	1,071	915	85.4
	小計		825	1,129	976	86.4
合計			51,031	39,389	47,889	121.6

第 8 一関市社会福祉協議会が実施している主な事業

1 在宅ひとり暮らし高齢者交流会事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者、日中ひとりになる方などを対象に、一関市総合福祉センターや各地域集会所で、入浴・食事・趣味活動などを通じて、高齢者同士の親睦を深め、孤独感の解消を図っています。

(単位：日、人)

年 度	開催日数			参加者数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	74	45	35	807	561	255
花 泉	1	1	1	69	65	67
大 東	1	1	1	120	130	109
千 厩		4	4		154	160
東 山	3	3	3	114	161	113
室 根	1	1	1	36	24	16
川 崎	1	2	2	24	46	54
合 計	81	57	47	1,170	1,141	774

2 在宅介護者リフレッシュサービス

介護者相互の情報交換や親睦を行うことにより、介護の疲れを癒し、心身ともにリフレッシュを図ることを目的に親睦交流会を実施しています。

(単位：人)

年 度	利用者数		
	17	18	19
一 関	19	11	30
花 泉	18	16	13
大 東	9	6	11
千 厩	3	3	15
東 山	3	4	5
室 根	2	3	4
川 崎	2	3	3
合 計	56	46	81

3 在宅理髪サービス

在宅の寝たきり者などを対象に、自宅で理髪サービスを行うことにより、身体の清潔を保持するとともに、家族介護の負担軽減を図ることを目的に、理容組合一関支部の協力を得て、実施しています。

(単位:人、枚、%)

区 分	17	18	19
申請者数	162	187	200
交付枚数	586	682	549
利用枚数	374	416	399
利 用 率	63.8	61.0	72.7

4 車いす貸出し事業

高齢者や障害者の生活を援助し、社会参加などの促進のため、車いすを貸し出しています。

(単位:人、台)

年 度	利用者数			貸出延台数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	120	137	133	220	270	279
花 泉	13	12	12	13	14	18
大 東		5	5		5	5
千 厩	76	41	41	76	41	81
東 山	6	23	20	6	23	20
室 根	3	8	7	3	10	11
川 崎	14	20	16	14	20	16
合 計	232	246	234	332	383	430

5 ミニサロン（ふれあいサロン）

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、日中ひとりになる方や高齢夫婦などを対象に、閉じこもりを防ぎ、生きがいを持てるよう、会食、会話、交流の機会として、自治会などの小地域を単位とした定期的な集まり（ミニサロン）の開催を支援しています。

（単位：箇所、日）

区 分	設置箇所数			開催日数		
	17	18	19	17	18	19
一 関	137	138	133	1,507	1,585	1,549
花 泉			22			217
大 東	82	82	64	876	924	837
千 厩	19	26	36	183	294	436
東 山			6			34
室 根			1			6
川 崎	7	6	6	59	52	52
合 計	245	252	268	2,625	2,855	3,131

6 地域福祉権利擁護事業

ひとり暮らし高齢者などで認知症などのため、必要とする介護・福祉サービスの選択やサービス事業者との契約に関する判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの情報提供、選択の助言、利用手続き、利用料の支払い、日常的な金銭管理サービスを提供し、適切な福祉サービスの利用を図る事業を実施しています。

（単位：件）

区 分	利用件数		
	17	18	19
一 関	24	34	36
花 泉	1	8	4
大 東	3	2	2
千 厩	8	3	5
東 山	3	4	4
室 根	0	0	2
川 崎	2	2	3
合 計	41	53	56

第4章 重点施策とその取り組み

第1 基本的な施策の方向

「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を目指して、生きがいづくりと健康づくり、生活習慣病の予防、介護予防事業の推進、家族介護支援、高齢者の権利擁護の支援など、効率的な行政運営を図りながら、超高齢社会に向けた諸施策に取り組んでいきます。

総合的な介護予防を推進します

高齢者の総合的な介護予防・疾病予防システムの構築を目指し、保健・医療・福祉分野の関係機関が連携し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などに主眼をおいた介護予防事業を推進し、健康の維持増進を図るとともに、寝たきり高齢者をつくらない、必要な支援を行います。

健康と生きがいづくりを推進します

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的に社会活動に参加することが重要で、地域社会の中で社会の一員として活躍することができる環境づくりが必要です。

生きがいを持って高齢期を過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、生涯学習、スポーツ、就労、世代間交流、ボランティア活動など幅広い社会参加と、地域内交流の活性化を促進します。

ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

高齢者が長年住み慣れた地域で、安心してのびのびとその人らしい生活を送ることができるよう、住民相互の支え合いを基本として、保健・医療・福祉の関係機関・団体との連携のもとに、地域全体で高齢者を支える体制づくりが必要です。

このため、地域自治会や地区福祉推進協議会などの活動を支援し、高齢者を含めた地域住民の主体的な取り組みによる「ネットワークづくり」を促進します。

第2 重点課題と取り組み方針

1 総合的な介護予防に向けて

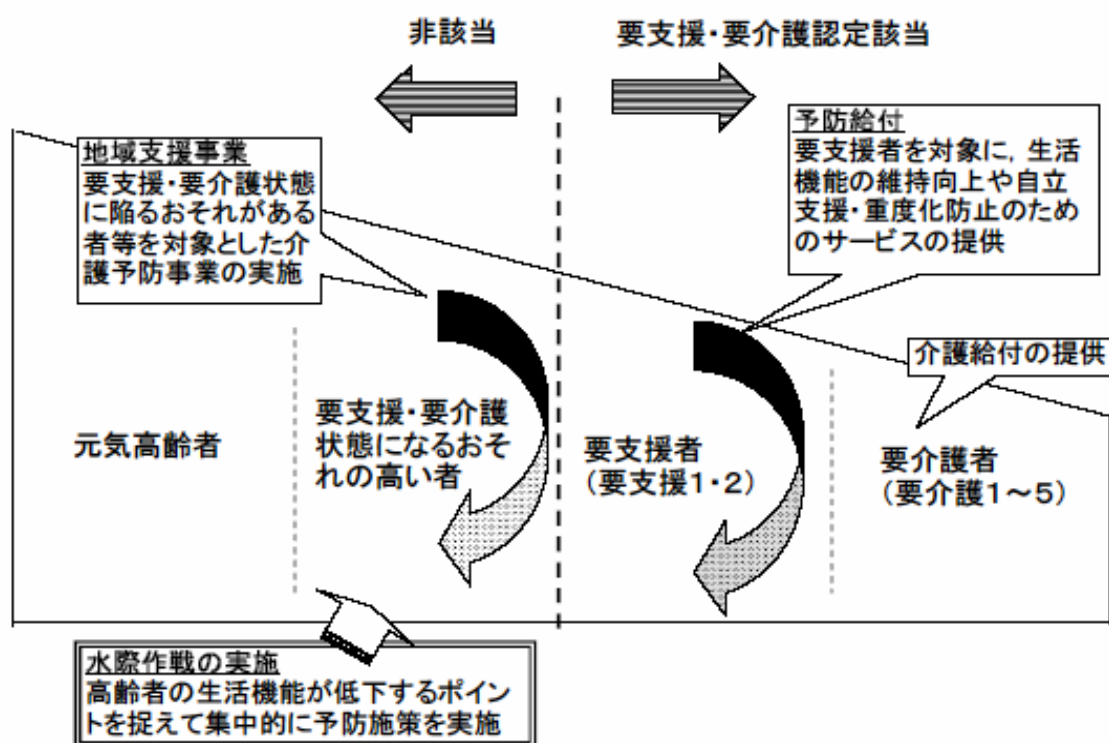
平成18年4月施行の介護保険制度改正において、予防重視型システムへの転換を目指し、新たな介護予防システムが確立されました。

要支援、要介護状態になるおそれのある段階の高齢者（特定高齢者）を対象に、介護予防事業「地域支援事業」をさらに積極的に展開します。

地域包括支援センター機能を充実させ、要支援1、要支援2の軽度者を対象に介護予防に効果のある予防給付を行い、これらの取りくみについて一貫性、連続性のあるシステムとして推進します。

一関市では、各地域において介護予防事業の取り組みに各々特徴がありましたので、一元的に見直しを行い、効果的な推進体制を整備していきます。

予防給付・地域支援事業(介護予防事業)イメージ図



2 健康と生きがいづくりに向けて

学習機会や文化活動、健康づくりなどの場の拡大、就労・雇用機会の拡大及び地域ボランティア、老人クラブなど自主的なグループ活動の取り組みを支援します。

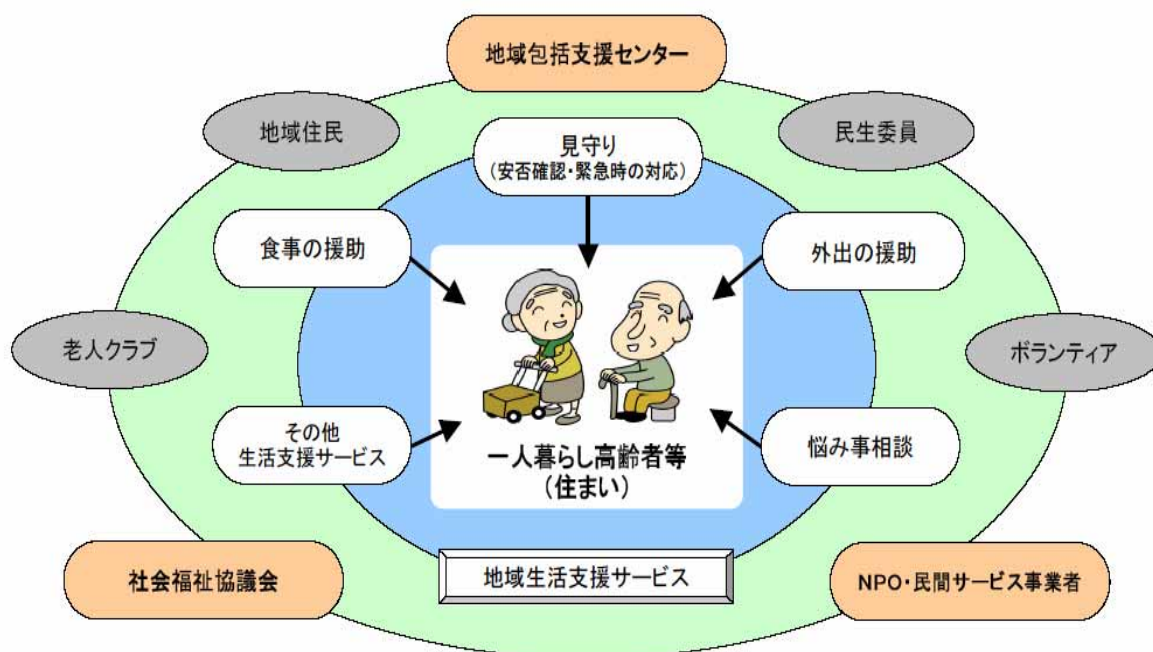
高齢者が積極的に社会参加、貢献できる環境づくりを進め、これまで培った豊かな経験や知識・技能を発揮することにより、生涯を健康で生きがいをもって地域で暮らせるよう支援します。

3 とともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けて

ひとり暮らしや要介護（要支援）状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護予防サービスなどの充実に努めます。

市民一人ひとりが隣近所とのつきあいの重要性を再認識し、関係機関と連携した「支え合い活動」を促進します。また、認知症や寝たきりなどで支援が必要な高齢者に対して、早期に適切な介護サービスなどの提供を行うため、地域包括支援センターを核としてネットワークづくりを推進します。

住民参加型生活支援サービスネットワーク（イメージ）



市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育の推進と福祉講演会などを開催し、福祉意識の啓発に努めるとともに、市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、組織の育成と連携を促進します。

第5章 人と人が支え合い健やかに安心して暮らす ことができるまち“いちのせき”の実現のために

第1 総合的な介護予防の推進

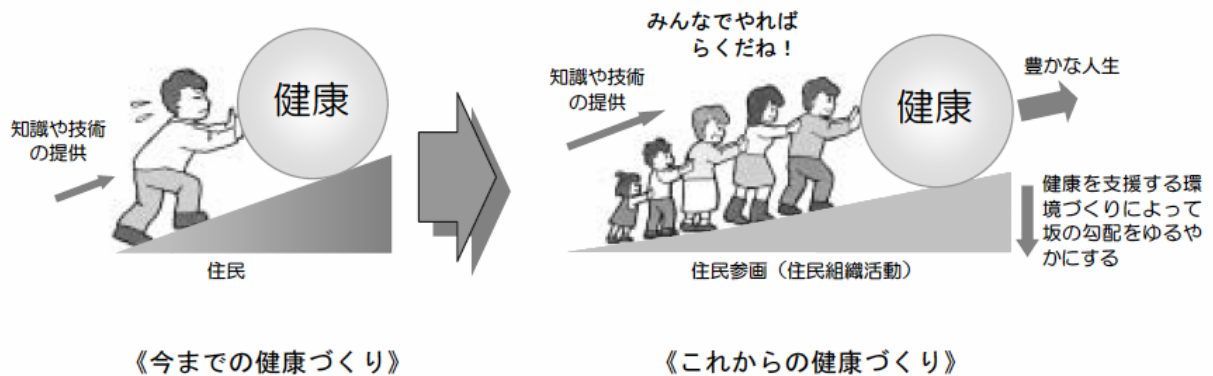
食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気を「生活習慣病」と呼びます。内臓脂肪の蓄積に加え、不適切な生活習慣を継続することで、糖尿病、高血圧症、高脂血症（脂質異常症）を引き起こし、さらに動脈硬化が進行すると脳卒中や心筋梗塞などの重大な病気になる危険性があります。

健康づくり（介護予防）は、市民自らが積極的に取り組むことが大切です。市民一人ひとりが主役となり、生活の質の向上を目指し、自らの人生をより幸せにするために、健康づくりに取り組むことを支援します。

病気にならないようにするためには、健康診査などによる従来の早期発見・早期治療（二次予防）にとどまることなく、生活習慣を改善し、日頃からの健康増進に努めること（一次予防）が必要です。

市民一人ひとりが、健康への目標を持ち、ライフステージに応じて、食生活や運動習慣などを見直すことが病気の予防につながります。「健康は市民自らが作りあげていくもの」という観点により、健康づくりを支援します。

健康に関する多くの知識や提供があっても、個人の努力だけでは、健康づくりはなかなか進みません。家庭や地域、健康に関わる様々な関係機関や関係団体など、市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを支援します。



1 健康的な生活習慣づくりの促進

(1) 栄養・食生活の改善運動など健康増進対策の推進

食生活は、生活習慣病と密接な関係があり、一次予防を重視した栄養改善指導を推進します。

(2) 身体活動・運動の日常化の支援

適度な身体活動や運動は、ストレス発散や生活習慣病の原因となる肥満の予防につながります。その効果について正しく理解し、日常生活の中で身体活動能力を高める運動習慣の日常化を促進します。

2 生活習慣病の予防・早期発見・早期治療

(1) 受診しやすい健診体制の整備

健康診査や各種がん検診など、市民が健診を受けやすい体制を整備し、受診率の向上に努めます。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

脳血管疾患、糖尿病及びメタボリック症候群などの生活習慣病を予防するために、健康相談、健康教育など総合的な保健サービスの提供により、市民の意識啓発や情報の提供などに努めます。

(3) 健康管理の意識啓発と支援

一人ひとりが自らの健康を守ることを基本として、壮年期からの健康管理を促し、健康教育や健康相談、健診後の事後指導などにより健康管理を支援します。

3 寝たきりや認知症の予防と要介護要支援状態の発生予防

(1) 寝たきりや認知症の予防と機能訓練の実施

寝たきりや認知症の予防対策として、発生原因である脳卒中や転倒骨折を予防する健康教育や健康指導を実施するとともに、状態の悪化を防ぐため機能訓練、訪問指導などを実施し、寝たきりや認知症の予防に取り組みます。

(2) 介護予防事業（地域支援事業）の実施

高齢者個々の状態に応じて、介護予防サービスを提供することにより、「活動的な85歳」を目指し、生活機能低下の早期発見・対応、状態の維持改善に、地域包括支援センター、一関地区広域行政組合と連携して取り組みます。

(3) 介護予防教室の開催

寝たきりの原因となる転倒骨折の予防や生活機能の維持・向上、認知症の発症要因となる閉じこもりを予防するため、介護予防教室を開催します。

実施にあたっては、行政区と連携し、身近な地区集会所などで開催するほか、市内の温泉施設や介護予防拠点施設を活用して開催します。

(4) 歯科保健サービスの実施

歯周疾患予防を目的とした成人歯科健康診査の実施や寝たきりなどにより歯科治療を受けることが困難な方を対象とした訪問歯科診療の実施など、生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、豊かな人生を送ることができるよう支援します。

第2 生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいを持って生活を送るためには、創作活動やスポーツ、レクリエーションなど自らが打ち込めるものや、長年培ってきた知識、技能や経験を生かし、地域社会の活動に参加し、貢献できる場が大切であることから、これらの機会の拡充に努めるとともに、その活動を支援します。

1 学習機会の充実・生涯スポーツの促進

高齢者の生涯学習の場としての高齢者大学や、地域活動の担い手として地域課題などについて学ぶ出前講座などの学習機会の充実に努めるとともに、それぞれの体力やニーズに応じ、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に身近な場所でスポーツに参加できるよう生涯スポーツの普及促進に努めます。

2 雇用・就業機会の確保

公共職業安定所やシルバ - 人材センター - 、高齢者職業相談室などとの連携を図り、高齢者の年齢や健康、体力面に見合った多様な形態による雇用、就業機会の確保及び支援に努めます。

3 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者が自らの生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進に主体的に取り組むとともに、地域においては要援護高齢者への支援など、福祉活動や環境づくりなどの多様な分野のボランティア活動の担い手として、期待されていることから、その育成と支援に努めます。

4 地域・世代間交流の促進

若年者から高齢者にいたるまで、市民がお互いに思いやり、支え合う地域社会の形成が必要です。このため、スポーツ、レクリエーションなどにより地域における交流の活発化を図るとともに、高齢者が培ってきた生活文化の伝承活動を通じて、世代間の交流を促進します。

第3 とともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者が家庭や住み慣れた地域の中で自立し安心して生活を送られるよう、介護保険制度の介護サービスとともに、要援護高齢者やその家族の多様なニーズに対応できるよう、在宅高齢者福祉サービスである生活支援サービスの充実に努めます。

要援護高齢者を早期に発見し適切なサービスの利用を促進するため、地域や関係機関、団体などと連携を図るネットワークづくりを進めます。

少子高齢社会の進行により、要援護高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組み、要援護高齢者やその家族への支援については、地域の主体的な取り組みが一層重要となることから、民生委員をはじめ、市民やボランティア団体などとの連携を進め、「地域や市民がともに支え合う」活動を支援、促進します。

介護予防及び生活支援の観点から、本庁及び各支所に設置している「地域支援会議」において、おおむね65歳以上の高齢者を対象に効果的な生活支援サービス・介護予防サービスの提供や、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者間の連携を密にし、地域ケアの総合調整を図ります。

一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画を推進し、介護予防サービスや地域密着型サービスの充実、質的向上に努めるとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応したサービス基盤の整備や権利擁護の取り組みを促進します。

1 居住環境の整備

(1) 身近な地域の福祉づくりの促進

地域住民や地区福祉推進協議会との連携により、身近な地域の公民館や集会所などを福祉コミュニティの場として活用を促進します。

ひとり暮らし高齢者などの閉じこもり防止や孤独感解消のための交流機会（地域サロンなどの開催）の拡充を支援します。

住み慣れた地域でその人らしく日常生活を営み続けることができるように、隣り近所一人ひとりができることでお互いを支えあう福祉づくりを促進します。

(2) 生活支援ネットワークの整備

市民や老人クラブなどによる見守り活動、地域包括支援センターを中心とした在宅介護支援センターや保健師等の訪問により、要援護高齢者の早期発見に努め、適切な生活支援サービスや介護予防サービスの利用を促進します。

要援護高齢者や家族の抱える悩みは、健康や介護の領域だけでなく、契約のトラブルや家庭内での無視、虐待など、より多様化していることから、

地域や医療・保健・福祉のサービス機関、行政が必要に応じ情報を共有し、連携して対応するネットワークの充実に努めます。

(3) 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者などが住みなれた地域で自立して生活ができるよう、民生委員やボランティアによる地域での見守り活動や、支援が必要な高齢者に対して介護保険外の福祉サービスとして、以下の生活支援サービスを実施します。

NO	事業名等	現状(20年度)	計画(27年度)
1	生活管理指導員派遣事業 利用対象者：要介護認定の要支援もしくは要介護にならなかった方、又はそれに相当する方	在宅での日常生活維持のため、何らかの援助が必要な高齢者などに生活管理指導員を派遣し、必要な支援を行います。 現状：70人	介護保険サービスに移行することなどにより、利用者は減少傾向にあります。対象者の早期発見に努め、必要な支援を行います。 計画：70人
2	生活管理指導短期宿泊事業 利用対象者：上記に同じ。	一時的に日常生活が困難となった場合に、特別養護老人ホームのショートステイ施設などに短期間宿泊し、生活習慣の指導などにより健康の保持を図り、要介護(要支援)状態への進行を予防しています。 現状：12人	上記同様、減少傾向にありますが、引き続き必要な支援を行います。 計画：12人
3	生きがいデイサービス事業 利用対象者：上記に同じ。	閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービス施設などへの通所により、利用者のニーズや身体状況に応じ、創作活動や日常動作訓練、入浴等のサービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の継続を支援しています。 現状：130人	介護予防の観点からも引き続き事業を継続しますが、委託先事業所が介護保険サービス利用者で受け入れに制限が出てきている地域もあることから、介護保険サービスの整備計画と調整しながらサービスの確保に努めていきます。 計画：160人
4	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	高齢者や身体に障害のある方の在宅生活に必要なトイレ、浴室などの住宅の改良をする場合に、その費用の一部を助成します。 現状：40件	居住住宅のバリアフリー化を促進し、在宅生活継続を支援します。 毎年度：40件

NO	事業名等	現状(20年度)	計画(27年度)
5	緊急通報体制等整備事業	<p>家の中で急病や事故などが発生した場合、消防署等に緊急通報ができる端末機(ペンダントなど)を貸与します。</p> <p style="text-align: right;">現状：1,300台</p>	<p>現在の機器は老朽が進み故障が顕在化してきていることから、消防本部が21年度整備予定の「消防緊急通信指令施設整備事業」と連携して、効率的な通信体制を整備します。</p>
6	ひとり暮らし高齢者連絡員設置事業	<p>ひとり暮らし高齢者などの安否を確認し、閉じこもりによる孤独感の解消を図るため、近隣住民の協力を得て、声かけなどを行うひとり暮らし高齢者連絡員を配置します。</p> <p style="text-align: right;">現状：35人</p>	<p>緊急通報体制整備事業や介護保険サービスの利用の組み合わせ等を総合的に判断し、心臓病等の持病があり常時の見守りが必要な方に設置します。</p> <p style="text-align: right;">計画：25人</p>
7	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	<p>在宅の寝たきり高齢者などが身体機能の低下や障害、傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な場合、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。</p> <p style="text-align: right;">現状：72件</p>	<p>快適で衛生的な在宅生活を支援していくため、事業の普及啓発を図り、利用を促進します。</p> <p style="text-align: right;">計画：85件</p>
8	食の自立支援事業	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などが健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスと安否の確認などを行います。</p> <p style="text-align: right;">現状：280人</p>	<p>ひとり暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯は今後も増加が見込まれることから、引き続き、身近なサービスとしての拡充が必要です。</p> <p style="text-align: right;">計画：390人</p>
9	福祉乗車券交付事業	<p>重度障害者やひとり暮らしの高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">現状：1,500人</p>	<p>広範な市域をカバーする施策と位置づけて、重度障害者やひとり暮らしの高齢者の社会参加を促進します。</p> <p style="text-align: right;">計画：1,500人</p>

(4) 家族介護支援対策の推進

高齢者などを介護している家族などの多様なニーズに対応し、各種のサービスを提供することにより、身体的・精神的負担及び経済的負担の軽減を図るとともに、介護者の心身の元気回復を図り、在宅介護の継続を支援します。

NO	事業名	現状(20年度)	計画(27年度)
1	家族介護用品支給事業 所得制限有 (市民税非課税世帯)	在宅で寝たきりなどの要介護4・5の状態にある高齢者などを介護している家族に対し、介護用品を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。 現状：140人	慣れ親しんだ在宅での生活を支援するため、今後も継続します。 計画：165人
2	在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業	在宅で寝たきりなどの要介護4・5の状態にある高齢者などを介護している家族に対し、介護手当を支給し、介護者の経済的、精神的な負担の軽減を図ります。 現状：720人	在宅介護者の経済的、精神的な負担軽減のため、引き続き支援します。 計画：850人
3	外出支援サービス事業	心身の障害または傷病などの理由により、寝たきりの方または車いすを利用している方を、病院や診療所へ移送するサービスを行います。 現状：270人	民間事業者の参入を促し、移送体制の整備を図り、サービスの確保に努めます。 計画：270人
4	家族介護教室開催事業	介護技術の習得や介護者相互の交流を図ることにより、介護者の心身の負担を軽減します。 現状：14回	介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、家族介護教室の開催や介護者慰労事業を支援します。 計画：21回

(5) 低所得者対策の推進

社会福祉法人などの提供する介護保険サービス利用料などの一部を軽減し、低所得者の介護保険サービスの利用を促進します。

(6) 認知症高齢者への支援

家族や地域、介護サービス提供者などが、認知症高齢者に対し適切な対応やサービスの提供ができるよう、認知症についての知識、情報の提供に努めます。

認知症高齢者の認知症状の進行を穏やかにするとともに、家族介護の負担軽減を図るため、高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で生活を営むことができるよう、小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型共同生活介護施設などの整備を支援します。

判断能力に欠ける高齢者や認知症高齢者などへの福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行う、地域福祉権利擁護事業(実施主体：社会福祉協議会)の活用を促進します。

認知症や知的障害などにより、財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方を対象とした成年後見制度の周知を行うとともに、必要に応じ、市町村申立てを行うなど、成年後見制度の利用を支援します。

(7) 居住関係施策の推進

高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、介護保険事業計画や住宅施策と連携しながら、養護老人ホーム、ケアハウスなどの整備や民間事業者による高齢者専用賃貸住宅の供給状況を加味しながら、安全、安心を高める良質な居住環境の形成を目指します。

高齢者の単身世帯及び夫婦のみの世帯の公営住宅への入居需要は、今後益々増加すると予測されるため、市営住宅においては、高齢者などに対応した住宅を整備・確保していくことが重要となります。

NO	施設名等	現状(20年度)	計画(26年度)
1	養護老人ホーム	市内には、大東地域に「こはぎ荘」(55名定員)と東山地域に「東山荘」(70名定員)の2施設があります。 平成19年度は8施設に127名を措置しています。 市内施設定員：125床	待機者の状況や入所需要などを勘案し、整備を支援します。 入所期間が長期化する状況にあるため、今後の入所者は、市内施設利用を基本にします。 計画：125床
2	生活支援ハウス	一関地域「みどりの里(定員10名)」及び室根地域「むろね苑(定員8名)」があり、社会福祉法人に施設の運営を委託しています。 定員数：18床	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に対応し、入所需要の状況や地域性を勘案しながら整備を支援します。 計画：24床
3	軽費老人ホーム(ケアハウス)	一関ロイヤルハウス(定員50名)」と、福光園ケアハウス老楽園(定員20名)が運営されています。 定員数：70床	入所需要の状況や地域性を勘案しながら整備を支援します。 計画：70床

NO	施設名等	現状(20年度)	計画(26年度)
4	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) 《介護保険課数値》	施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行っています。 定員数：811床	国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」では、平成26年度において、要介護2～5の認定者数に対する左の介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームの合計の割合を37%としています。 また、左の介護保険3施設の利用者全体に対する要介護4以上の割合を70%以上とすることとしています。
5	老人保健施設 (介護老人保健施設) 《介護保険課数値》	施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行っています。 定員数：672床	
6	療養型医療施設 (介護療養型医療施設) 《介護保険課数値》	施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行っています。 定員数：19床	現状:1,660床(40.5%) 計画:1,882床(37.0%) ・施設利用者要介護4以上 現状:63.1% 計画:70.0%
7	グループホーム (認知症対応型共同生活介護) 《介護保険課数値》	認知症の方が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行っています。 現状:158人	入所需要の状況や上記の利用割合を調整しながら整備を支援します。 計画297人
8	小規模多機能型居宅介護 《介護保険課数値》	介護が必要となった高齢者が、これまでの生活を維持できるように「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスが提供されます。 現状：75人	多くの高齢者は、住みなれた自宅や地域での生活の継続を希望しています。 利用意向や地域のバランスを考慮して整備を支援します。 計画：125人
9	住宅改修の支援 (高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業)	(再掲) 現状：40件	居住住宅のバリアフリー化を促進し、在宅生活を支援します。 毎年度：40件
10	高齢者専用賃貸住宅	高齢者向けのバリアフリーの住宅が整備されてきています。県登録件数 現状:1カ所、15室	民間事業者や関係機関との連携により、良質な住宅の供給を促進します。
11	有料老人ホーム	民間事業者が設置・運営する高齢者のための居住施設 現状：6ヶ所 155床	民間事業者や関係機関との連携により、良質な住宅の供給を促進します。

2 相談支援活動の充実

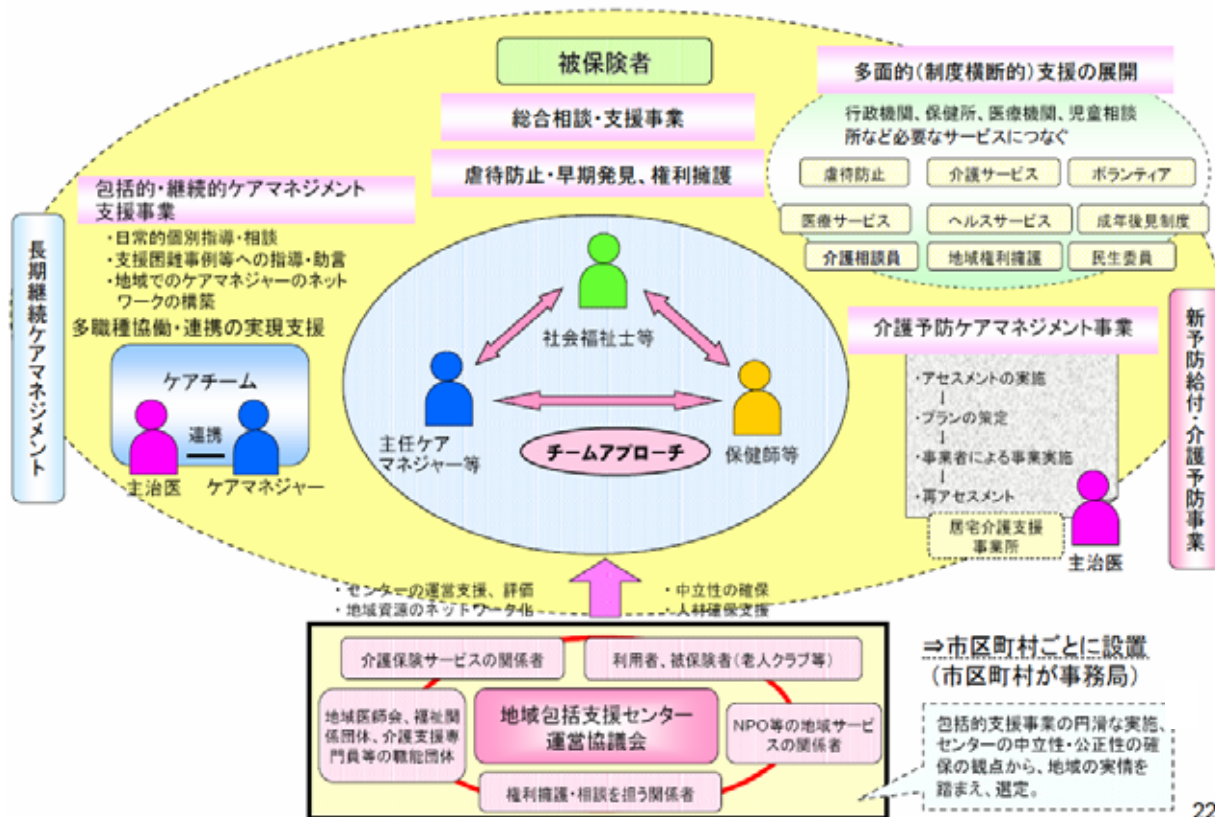
市民が身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、地域包括支援センターの相談支援活動の充実に努めます。

(1) 地域包括支援センター -

介護予防や生活支援の観点から、保健・医療・福祉・介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

地域包括支援センターは、介護保険第1号被保険者数3,000人～6,000人に1カ所の設置となっています。一関地区広域行政組合直営の地域包括支援センターが、連携の目標と支援の方法などを示しながら、委託により設置する地域包括支援センターと協働して、高齢者を包括的に支援する体制を目指します。第4期介護保険事業計画実施期間中に、6カ所の設置を目指します。

地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ



高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることが出来るよう、以下の4事業を必須として、地域における総合的なマネジメントを担う機関です。

介護予防ケアマネジメント

要支援・要介護になる恐れのある特定高齢者と要支援1・2の高齢者への介護予防ケアマネジメント業務を行います。

総合相談・支援事業

地域の高齢者実態を把握し、保健・福祉・医療などに関わる総合相談・支援事業を行います。

権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止・早期発見、認知症などにより財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方等に、「成年後見制度」の利用を勧奨し、支援します。

包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーに対する個別相談や指導、また、支援困難事例への指導助言などのほか、在宅介護支援センターなどの関係機関との連携による地域ケア体制を整備します。

(2) 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、これまで主として介護に関わる相談や施設入所に係る相談などを行ってききましたが、地域包括支援センターのランチ機能（地域包括支援センターの相談窓口）を強化し、在宅介護などを総合的に支援します。

また、民生児童委員や介護サービス事業所などと連携を図り、生活支援サービスが適切に活用できるよう情報提供などを行います。

第6章 サービスの整備目標

主なサービスの整備目標

高齢者福祉計画の期間の終期にあたる平成27年度までの主な福祉サービスの整備目標を以下のとおりとします。

1 在宅福祉サービス

主な事業の名称	(単位)	20年度	23年度	27年度
生活管理指導員派遣事業	利用者数	70	70	70
生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	12	12	12
生きがいデイサービス事業	利用者数	130	145	160
高齢者及び障害者にやさしい 住まいづくり推進事業	利用 件数	40	40	40
緊急通報体制等整備事業	設置 件数	1,300	-	-
ひとり暮らし高齢者連絡員設 置事業	連絡 員数	35	30	25
寝具洗濯乾燥消毒サービス事 業	利用 者数	72	77	85
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用 者数	280	330	390
福祉乗車券交付事業	交付者 数	1,500	1,500	1,500
家族介護用品支給事業	受給 者数	140	150	165
在宅寝たきり高齢者等介護手 当支給事業	受給 者数	720	770	850
外出支援サービス事業	利用 者数	270	270	270
家族介護教室開催事業	開催 回数	14	17	21
介護予防事業(一般高齢者)	延参加 者数	33,000	44,000	-
介護予防事業(特定高齢者)	実被指 導者数	265	500	-

2 老人福祉施設サービス

施設の種類別		20年度	23年度	26年度
養護老人ホーム	施設数	8	5	3
	措置者数	127	127	127
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	施設数	2	3	3
	定員数	18	24	24
軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設数	2	2	2
	定員数	70	70	70
計	施設数	12	10	8
	定員数	215	221	221

(注) 養護老人ホーム施設数を減少させる計画は、一関市内の施設へ入所者を移動しようとするものです。

3 介護保険施設サービス

施設の種類別		20年度	23年度	26年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設数	13	13	1,865 床 (23年度)
	定員数	811	782	
老人保健施設 (介護老人保健施設)	施設数	8	8	↓ (26年度)
	定員数	672	672	
療養型医療施設 (介護療養型医療施設)	施設数	2	2	要介護2~5 の見込数× 37%
	定員数	19	19	
地域密着型介護老人福祉施設	施設数	0	1	1,882 床
	定員数	0	29	
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	施設数	13		
	定員数	158	297	
小規模多機能型居宅介護	施設数	3	5	
	定員数	75	125	
混合型特定施設	施設数	1	1	
	定員数	63	63	
介護専用型特定施設	施設数	0	1	
	定員数	0	20	
計	施設数	40		
	定員数	1,798	2,007	

(注1) 一関地区広域行政組合策定「第4期介護保険事業計画」(案)より

(注2) グループホームの23年度施設数の表示は、ベッドの規模によることから、139床の増の表示のみとしたものです。

資料編

用語解説

あ行

アセスメント

所定の項目について利用者及び家族と面接のうえ、課題分析を行う。

運動器

骨格・関節・筋肉・神経など、体を動かすなどの身体活動を担う身体器官の総称

エヌピーオー（NPO）

Non Profit Organaization の略。自主的な、自発的、福祉、人権、環境などの問題や開発途上国への支援などについて幅広い活動を展開する民間の非営利組織のこと。欧米諸国では、社会的に重要な役割を果たしている。わが国においても、平成10年3月に「特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）」が制定されるなど、その枠組みづくりがはじまっている。

か行

介護給付

介護給付は、次の13種類。 居宅介護サービス、 特例居宅介護サービス、 地域密着型介護サービス、 特例地域密着型介護サービス、 居宅介護福祉用具購入、 居宅介護住宅改修、 居宅介護サービス計画、 特例居宅介護サービス計画、 施設介護サービス、 特例施設介護サービス、 高額介護サービス、 特定入所者介護サービス、 特例特定入所者介護サービス。（法第40条）

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身状態に応じて適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。（法第7条第5項）

介護保険事業計画

厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

この計画は、三年を一期として定めることとされており、介護給付等対象サービス量の見込み並びにその見込量の確保のための方策、地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めることとされている。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。（法第8条第24項）

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県の許可を受けたもの。（法第8条第25項）

居宅介護支援

居宅要介護者について、居宅サービス等が適切に利用できるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。（法第8条第21項）

居宅サービス

居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう。（法第8条第1項）

居宅サービス計画

居宅要介護者が、居宅サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等

をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、ケアマネジャーが作成する計画。(法第8条第21項)

居宅療養管理指導

居宅要介護者について、病院、診療所、薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等によって行われる療養上の管理及び指導。(法第8条第6項)

ケアハウス

老人福祉法において規定されている軽費老人ホームの一形態で、身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があると認められる高齢者で家族の援助を受けることが困難な方の施設。

ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障害者のために、個々人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組合せ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。

権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障害により自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

高額介護サービス費

要介護者が支払った居宅サービス、地域密着型サービスまたは施設サービスの自己負担額(日常生活費等を除く。)が、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻される。(法第51条)

口腔機能

食べ物をかみ砕いたり、飲み込んだりする機能や、発音などの機能。

脳血管疾患等の病気や加齢により機能低下となる。

高齢者専用賃貸住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく、高齢者円滑入居賃貸住宅(高齢者を拒まないことを登録した住宅)のうち、専ら高齢者または同居の配偶者を賃借人とする住宅。

コーホートセンサス変化率法

コーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。

コーホートセンサス変化率法とは、各コーホートについて、センサスの人口を使用して例えば、5歳から9歳までの人口について、5年後には10歳から14歳に達します。この2時点のセンサス人口を比較して、その増減を変化率としてとらえ、将来人口を推計する方法。

さ行

在宅介護支援センター

支援を必要とする高齢者やその家族に対して、自立した生活がおくれるよう専門家による介護の相談、指導、情報を受けられ、必要なサービスを受けられるように調整することを目的とした相談施設です。

施設サービス

施設サービスとは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。(法第8条第23項)

社会福祉士

専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神的、環境上の理由による日常生活に支障があるものの相談に応じ、指導や助言を行う者。

住宅改修

居宅要介護者が、手すりの取付け、段差の解消など、厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(法第45条)。

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。(法第8条第17項)

スクリーニング

地域支援事業の介護予防特定高齢者施策において、介護事業に参加する高齢者を把握、選定

すること。スクリーニングのルートとしては、基本健康診査の際に行われる生活機能チェックをはじめ、本人・家族の申し出、住民ルート、民間ルート、行政ルートなど多様なルートを経由して対象者を把握する。

生活管理指導員

身体や精神の障害により日常生活を営む上で支障がある居宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話をを行う人。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢等のため、居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ住居を提供する施設。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳卒中、心臓病、型糖尿病、肥満症、高脂血症、大腸がん、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病、アルコール性肝疾患、循環器病などがあげられる。

生活習慣病予防

生活習慣が要因となって発症したり、進行したりする病気で、加齢や遺伝的な体質も生活習慣病を引き起こす要因となる。生活習慣が病気の発症や進行を左右するという事は、逆にいえば、生活習慣に気をつけたり、改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせたりできる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等判断能力が不十分となった人の財産管理あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

摂食・嚥下機能障害

脳血管疾患等の病気や加齢による機能の低下により、飲食物のそしゃく・飲み込みが困難になる障害をいう。そのため食事を十分に摂ることができず脱水・低栄養状態に陥る他、誤って飲食物が気道に入り発症する誤嚥性肺炎、窒息

の原因となる。栄養改善・口腔機能向上のプログラムの実施により改善することが示されている。

措置制度

法の規定により、市町村等が職権により必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことで、社会福祉施設・サービスに利用者を入所させたり、その他の処置を行うこと。

た行

耐糖能異常

上昇した血糖値を正常に戻す能力に障害があり、インスリンが分泌されているにも関わらず食後の血糖値が一定以上に高く、将来、2型糖尿病に移行する可能性が高いとされる病態をいう。正常と糖尿病との間に位置するため、「境界型糖尿病」ともよばれる。

短期入所（特養）

正式には短期入所生活介護という。居宅要介護者について、介護老人福祉施設等に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。（法第8条第9項）

短期入所（老健）

居宅要介護者について、介護老人保健施設に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと。短期入所（療養型）併せて「短期入所療養介護」という。（法第8条第10項）

短期入所（療養型）

居宅要介護者について、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと。短期入所（老健）併せて「短期入所療養介護」という。（法第8条第10項）

地域ケア

高齢者が住み慣れた地域において、安心して、元気に、いきいきと暮らせるように、施設・居住系サービスや医療・介護サービスの提供を含め、今後とも地域での支え合いやNPO・ボランティア等との協働や医療と福祉（介護）の連携などにより高齢者を支援すること。

地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。(法第8条第14項)

地域支援事業(介護予防事業)

要支援状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年4月の介護保険制度改正で新たに導入されたもの。運動機能向上、口腔機能向上、栄養指導改善、うつ予防支援、認知症予防支援、閉じこもり予防支援の6つの事業がある。

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、生活を継続していくために、介護予防サービスを始め、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービス等必要な援助を包括的に支援することを目的とする施設。(法第115条の39)

通所介護

居宅要介護者について、老人デイサービスセンターに通わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。(法第8条第7項)

通所リハビリ(通所リハビリテーション)

居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。(法第8条第8項)

特定健康診査(特定健診)

厚生労働省により、平成20年4月に実施が義務づけされた、メタボリック症候群に着目した生活習慣病予防のための健診

特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設でない有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者について、入浴、

排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うこと。(法第8条第11項)

特定高齢者

地域支援事業の介護予防事業における特定高齢者施策の対象者で、虚弱高齢者(要介護認定非該当者)を市町村が健診や訪問活動等で実態把握をして選定する。

基本健康診査や訪問活動などにより、「介護を必要とする状態に陥る可能性が高い」と判断された高齢者のこと。高齢者人口の概ね5%程度とされており、地域支援事業(介護予防事業)中、特定高齢者施策の対象者として、「運動機能の向上」「栄養改善」などのサービスを受ける。

特定福祉用具

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって日常生活の自立を助けるためのもののうち入浴又は排せつの用に供するもの。(法第8条第13項)

な行

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こっている状態。記憶障害や見当識障害、判断力、実行機能の低下などの中核症状とうつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者について、共同生活を営む居住において、介護予防を目的として、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。(法第8条第18項)

は行

福祉用具貸与

居宅要介護者について、厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を行うこと。(法第8条第12項)

包括的・継続的マネジメント

地域に応じた社会資源を活用しながら、保健、医療、福祉(介護)の様々なサービスを把握し

ながら、途切れのないサービスを提供していくこと。

訪問介護

居宅要介護者について、居宅において、介護福祉士等により、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行うこと。(法第8条第2項)

訪問看護

居宅要介護者について、居宅において、看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。(法第8条第4項)

訪問入浴介護

居宅要介護者について、居宅において、浴槽を提供して入浴の介護を行うこと。(法第8条第3項)

訪問リハビリ(訪問リハビリテーション)

居宅要介護者について、居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うこと。(法第8条第5項)

ま行

メタボリック症候群

内蔵脂肪型肥満で、耐糖能異常(高血糖)、高中性脂肪血症又は低HDLコレステロール血症、高血圧のうち、2つ以上有すれば同症候群と診断され、心臓病、脳卒中などの「動脈硬化性疾患」の発生頻度が高まるとされている。

や行

養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする入所施設。

予防重視型システム

要支援状態になる前の高齢者を対象にした介護予防の取組みである地域支援事業と要支援者を対象にした新予防給付の介護予防サービスを地域包括支援センターで一体的にケアマネジメントをしながら、軽度者の身体状態の維持・改善を図る。

要支援高齢者

身体的または精神的、経済的な困難があり、他者の援助がなければ日常生活を営むのに支障がある高齢者

ら行

ライフステージ

人間の一生における乳幼児期、学童、思春期、青年、成人期、壮年期、老年期などの人生の各段階の「年代」のことをいう。

一関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

番号	所 属	役 職	代表者氏名	選出規定	摘要
1	一関市医師会	理事	秋保茂樹	第3条1項(1)医療保健機関、団体等の関係者	
2	一関市保健推進委員連絡協議会	会長	阿部弘子	第3条1項(1)医療保健機関、団体等の関係者	
3	一関歯科医師会	理事	村上 哲	第3条1項(1)医療保健機関、団体等の関係者	
4	両磐ブロック高齢者福祉協議会	会長	熊谷 茂	第3条1項(2)福祉施設、団体等の関係者	委員長
5	両磐地区地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	中澤伸一	第3条1項(2)福祉施設、団体等の関係者	副委員長
6	一関市社会福祉協議会	地域福祉課長	岩井憲一	第3条1項(3)学識経験者	
7	一関市民生児童委員連絡協議会 高齢者福祉部会	部長	佐藤親幸	第3条1項(3)学識経験者	
8	いちのせき市民活動センター	代表責任者	小野仁志	第3条1項(4)その他市長が認めた者	
9	一関ボランティア団体連絡協議会	やよい会会長	佐々木裕子	第3条1項(4)その他市長が認めた者	
10	一関市老人クラブ連合会	副会長	千葉 壯	第3条1項(4)その他市長が認めた者	
11	県南広域振興局一関総合支局	管理福祉課長	長崎 滋	第3条1項(4)その他市長が認めた者	
12	一関地区広域行政組合 介護保険課	課長	及川達雄	第3条1項(4)その他市長が認めた者	
13	一関保健センター	所長	小島富士男	第3条1項(1)医療保健機関、団体等の関係者	

事務局

事務局長

保健福祉部次長兼社会福祉課長

千田 良一

事務局員

社会福祉課 高齢福祉係長

澤田 充一

花泉支所福祉課 高齢福祉係長

阿部 恵美子

大東支所福祉課 高齢福祉係長

橋本 雅郎

千厩支所福祉課 課長補佐兼高齢福祉係長

阿部 恵悦

東山支所福祉課 副主幹兼高齢福祉係長

小野寺 千壽

室根支所福祉課 高齢福祉係長

千葉 一枝

川崎支所福祉課 課長補佐兼高齢福祉係長

小野寺 幸浩

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成20年12月11日制定)

(設置)

第1 高齢者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、団体等の関係者
- (2) 福祉施設、団体等の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。